

基発 0311 第 79 号
令和 7 年 3 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「改善基準告示（令和 6 年 4 月 1 日適用）に関する Q & A」の
追補について

標記については、令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 49 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正による改正後の解釈等について」の別添として「改善基準告示（令和 6 年 4 月 1 日適用）に関する Q & A」を示したところであるが、今般、別添のとおり追補することとしたので、その適切な運用を期されたい。

参考

改善基準告示（令和6年4月1日適用） に関するQ & A

（令和7年3月11日追補）

令和5年3月

厚生労働省労働基準局監督課

＜目 次＞

(注) 本文中の法令等の略称は、以下によっています。

法 …労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

則 …労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

指針…労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日
の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成 30 年厚
生労働省告示第 323 号）

改善基準告示…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元
年労働省告示第 7 号）

新告示…「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正
する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 367 号。以下「改正告
示」という。）による改正後の改善基準告示

旧告示…改正告示による改正前の改善基準告示

施行通達…令和 4 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 3 号

1 目的等（第 1 条関係）

| 番号 | 質問内容 | 頁 |
|-----|--|----|
| 1-1 | 例えば、出勤予定の自動車運転者 A が欠勤し、運行管理者 B が代わりに運転をする場合、運行管理者 B に改善基準告示は適用されますか。 | 14 |
| 1-2 | 当社では、毎年、1 月 1 日～12 月 31 日を有効期間として拘束時間等延長の労使協定を締結し、実拘束時間についても同じ期間で計算していますが、 ① 今回の改善基準告示の改正を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。 ② また、実拘束時間はどの時点から、新告示が適用されるのでしょうか。1 年間の拘束時間は按分して計算するのでしょうか。 | 14 |
| 1-3 | 改善基準告示で定められた期間について、「1 年」、「1 か月」、「1 週間」など、それぞれ起算日を定めて計算した時間が改善基準告示で定めた時間を超えていなければ違反とならないのでしょうか。それとも、どこで区切っても、その時間を超えない必要があるのでしょうか。また、36 協定の起算日と合わせる必要はありますか。 | 15 |
| 1-4 | 点呼、会議等、運転以外の労働時間や休憩時間は、改善基準告示に | 15 |

| | | |
|-----|---|----|
| | おける拘束時間に該当しますか。 | |
| 1-5 | サービスエリア等で車中泊する時間は、改善基準告示における休息期間に該当しますか。 | 15 |
| 1-6 | 自動運行装置を備えた自動車でも自動運転を行う場合は、改善基準告示の「運転時間」に該当するのでしょうか。 | 17 |

2 タクシー運転者の拘束時間等（第2条関係）

| 番号 | 質問内容 | 頁 |
|-------|---|----|
| 2-1 | 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。 | 18 |
| 2-2 | 施行通達記第2の2(2)イにおいて、日勤勤務と隔日勤務を併用する場合には、制度的に一定期間ごとに交替させるとありますが、こういった要件を満たす必要があるのでしょうか。 | 18 |
| 2-3 | 例えば、7時に出勤し、28時に退勤する勤務は隔日勤務となりますか。 | 19 |
| 2-3-2 | <p>当社のタクシー運転者について隔日勤務を採用していますが、勤務シフトの都合上、例えば、午前1時に出勤し、午後10時に退勤する等、当該シフトの一部について、始業及び終業の時刻が同一の日となる場合があります。</p> <p>隔日勤務は、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものであるとされていますが、このような場合については、隔日勤務者の規定は適用されず、日勤勤務者の規定を適用しなければならないのでしょうか</p> | 19 |
| 2-4 | <p>例えばタクシー運転者Aが次のような運行をした場合、どのように計算すれば良いのでしょうか。</p> <p>1勤務目：隔日勤務（22時間） 2勤務目：隔日勤務（22時間） ～休日～ 3勤務目：隔日勤務（22時間）</p> | 19 |
| 2-5 | 夜間4時間以上の仮眠や休憩が確保される実態にあるが、タクシー運転者の都合で取得できなかった場合、車庫待ち等の自動車運転者に該当するのでしょうか。 | 21 |
| 2-6 | 車庫待ち等には、駅前ロータリー、病院、路上等で客待ちを行う場 | 21 |

| | | |
|------|---|----|
| | 合も対象となるのでしょうか。 | |
| 2-7 | 市内の人口が30万人以上であれば、市内に一部過疎地域があったとしても車庫待ち等の特例は利用できないのでしょうか。 | 21 |
| 2-8 | 「予期し得ない事象への対応時間」について、具体的にどういった時間が該当するか教えてください。 | 22 |
| 2-9 | 例えば、タクシー運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにタクシー運転者Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、タクシー運転者Bの運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。 | 23 |
| 2-10 | ① 予期し得ない事象について、「運転中に」という限定がありますが、運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合、対象とならないのでしょうか。 ② 異常気象についても、運転中に警報に遭遇しない限り同様の取扱いとなるのでしょうか。 | 24 |
| 2-11 | 例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。 | 24 |
| 2-12 | 予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。 | 24 |
| 2-13 | 自動車運転の業務に関する休日の考え方は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされていますが、休日を連続で2日与える場合には、33時間空ければよいのでしょうか。 1日目：休息期間9時間 2日目：法定休日24時間 3日目：所定休日 | 25 |
| 2-14 | 自動車運転者の休日の取扱いについて、法定休日とそれ以外の休日では区別はあるのでしょうか。 | 26 |

3 トラック運転者の拘束時間等（第4条関係）

| 番号 | 質問内容 | 頁 |
|-----|---|----|
| 3-1 | 労使協定を締結しない場合、1か月の拘束時間を284時間以内としても、1年3,300時間を超えることは認められないのでしょうか。 | 26 |
| 3-1 | トラック運転者の1か月及び1年の拘束時間の延長について、毎 | 27 |

| | | |
|-----|--|----|
| - 2 | 年4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする労使協定を締結する場合、当該労使協定において、1月、2月、3月の1か月の拘束時間について、3か月連続して284時間を超えて310時間まで延長した後、翌年度となる4月以降の労使協定を締結して、4月についても1か月284時間を超えて拘束時間を延長することは認められるのでしょうか。 | |
| 3-2 | 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。 | 27 |
| 3-3 | <p>施行通達記第2の4(2)に「1週間における拘束時間が全て長距離貨物運送で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合」とありますが、</p> <p>① 1週間は任意に定めても良いのでしょうか。</p> <p>② 「一の運行」とは、往復を指すのでしょうか。また、例えば、トラック運転者がA社東京営業所を出庫して、A社神奈川営業所に帰庫する場合、「一の運行」と認められるのでしょうか。</p> <p>③ また、「住所地」とは自宅以外の場所は認められないのでしょうか。(例：実家など)</p> | 28 |
| 3-4 | 「一の運行」について定められていますが、走行距離についても制限があるのでしょうか。 | 29 |
| 3-5 | <p>① 例えば、千葉県在住のトラック運転者Aが次のような運行をすることは認められるのでしょうか。</p> <p>(1週目)</p> <p>月曜：(出庫)千葉県 → 静岡県【1泊目】(230km) 13時間拘束 火曜：静岡県 → 大阪府【2泊目】(330km) 16時間拘束 水曜：大阪府 → (帰庫)千葉県(540km) 13時間拘束 木曜：休日 金曜：(出庫)千葉県 → 静岡県 → (帰庫)千葉県【日帰り】(460km) 16時間拘束 土曜：休日 日曜：休日</p> <p>(2週目)</p> <p>月曜：(出庫)千葉県 → 静岡県【1泊目】(230km) 13時間拘束 火曜：静岡県 → (帰庫)千葉県(230km) 13時間拘束 水曜：(出庫)千葉県 → 静岡県【1泊目】(230km) 13時間拘束 木曜：静岡県 → 大阪府【2泊目】(330km) 16時間拘束</p> | 29 |

| | | |
|-------|---|----|
| | <p>金曜：大阪府 → （帰庫）千葉県（540km）13 時間拘束 土曜：休日 日曜：（出庫）千葉県 → 静岡県 →（帰庫）千葉県【日帰り】（460km） 16 時間拘束</p> <p>② 例えば、① 1 週目の金曜日について、次のように運行が急きょ変更となった場合、例外的な取扱いは認められるのでしょうか。 金曜：（出庫）千葉県→神奈川県→（帰庫）千葉県【日帰り】（130km） 5 時間拘束</p> | |
| 3-5-2 | <p>宿泊を伴う長距離貨物運送について、新告示第 4 条第 1 項第 5 号において、「ただし、（同項）第 3 号ただし書に該当する場合、当該 1 週間について 2 回に限り、休息期間を継続 8 時間とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続 12 時間以上の休息期間を与えるものとする。」と規定されていますが、例えば、往路の拘束時間を 16 時間まで延長し、宿泊時の休息期間を継続 9 時間以上としている場合には、当該一の運行終了後に継続 12 時間以上の休息期間を与えないこととしてもよいのでしょうか。</p> | 30 |
| 3-6 | <p>2 日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいのでしょうか。</p> <p>① 特定日の始業時刻の 24 時間前から 48 時間 ② 特定日の前日の始業時刻から 48 時間</p> | 31 |
| 3-7 | <p>連続運転時間について、4 時間以内に「運転の中断」が 30 分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。</p> | 31 |
| 3-8 | <p>連続運転時間には、次の場合も、カウントするのでしょうか。</p> <p>① 渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合 ② サービスエリアなどの駐車場の順番待ちのため、走行、停車を繰り返す、少しずつ前に進む場合</p> | 31 |
| 3-9 | <p>「運転の中断」は、「原則として休憩」とありますが、</p> <p>① 休憩以外の中断（荷積み・荷卸し、荷待ち等）は認められないのでしょうか。 ② 休憩は、法第 34 条、就業規則において定める休憩とは別に与える必要があるのでしょうか。 ③ 「原則として休憩」とは、一の連続運転時間につき、休憩が全くとれていなくても、1 か月当たり全体で見ると休憩がおおむね与えられている場合には違反とはならないのでしょうか。</p> | 32 |

| | | |
|------|--|----|
| 3-10 | <p>「運転の中断」は、「1回おおむね連続10分以上、合計30分以上」とし、「10分未満の中断は3回以上連続しない」とありますが、</p> <p>① 例えば、「運転の中断」が、9分、9分、15分で合計30分といった中断も認められるのでしょうか。</p> <p>② 例えば、5分は「おおむね連続10分以上」となるのでしょうか。</p> <p>③ 例えば、道路の渋滞などにより、「運転の中断」が、9分、9分、9分となった場合、どの時点が「運転の中断」と認められないのでしょうか。</p> | 33 |
| 3-11 | <p>連続運転時間について、「サービスエリア等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可」とありますが、</p> <p>① 30分延長をする場合の記録の方法について教えてください。</p> <p>② 「やむを得ず」とは何を指すのでしょうか。年末年始などの特定の時期や、大雨等の特定の事象にかかわらず、サービスエリア等に駐停車できない場合には30分延長できるということでしょうか。</p> <p>③ 1日何回まで延長できるのでしょうか。</p> <p>④ サービスエリア、パーキングエリア等は、高速道路にあるものに限られますか。</p> | 34 |
| 3-12 | <p>宅配等小口集配業務に従事する自動車運転者については、連続運転時間の規制を受けないのでしょうか。</p> | 35 |
| 3-13 | <p>トラック運転者等の休息期間は、当該トラック運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所の休息期間より長くなるよう努めるものとありますが、どういう意味でしょうか。</p> | 35 |
| 3-14 | <p>「予期し得ない事象への対応時間」について、具体的にどういった時間が該当するか教えてください。</p> | 35 |
| 3-15 | <p>例えば、トラック運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにトラック運転者Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、トラック運転者Bの運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。</p> | 37 |
| 3-16 | <p>① 予期し得ない事象について、「運転中に」という限定がありますが、運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合、対象とならないのでしょうか。</p> <p>② 異常気象についても、運転中に警報に遭遇しない限り同様の取扱いとなるのでしょうか。</p> | 37 |
| 3-17 | <p>例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。</p> | 38 |

| | | |
|--------|---|----|
| 3-18 | 予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。 | 38 |
| 3-19 | 分割休息特例について、「業務の必要上やむを得ない場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。 | 39 |
| 3-20 | 分割休息特例について、例えば、2分割の場合に3時間+7時間、3分割の場合に3時間+4時間+5時間といった分割は認められますか。また4分割以上の休息が認められる場合はありますか。 | 39 |
| 3-20-2 | 分割休息特例について、休息期間の合計時間数は、始業時刻から起算して24時間以内に与える必要がありますか。 | 40 |
| 3-21 | 分割休息特例について、「一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1を限度」とありますが、 ① 例えば、1/1を起算日とした場合、1/1～12/31までの間、3/1～3/31の1か月しか利用できないということでしょうか。 ② 例えば、3/1～3/31までの所定勤務回数における2分の1を限度に計算すればよいのでしょうか。それとも実勤務回数における2分の1を限度に計算すればよいのでしょうか。 ③ 1日に2回の勤務がある場合、どのように計算すればよいのでしょうか。 | 40 |
| 3-22 | 2人乗務特例について、 ① 運転者が運転している間、もう一人が座席や車両内ベッドで仮眠することは認められるのでしょうか。 ② その場合、仮眠している時間は休息期間として認められるのでしょうか。 | 41 |
| 3-23 | 2人乗務特例について、勤務終了後、「継続11時間以上の休息期間を与える」とありますが、一の運行の途中ではなく、帰庫後に継続11時間以上の休息期間を与えれば良いのでしょうか。 | 41 |
| 3-24 | 2人乗務特例の仮眠8時間について、分割して与えることはできますか。 | 42 |
| 3-25 | フェリー特例について、「乗船中の時間は原則として休息期間」とありますが、例えば、乗船中に運転日報を記載する時間、車両を船内駐車場に停車する時間は休息期間となりますか。また、例えば1時間の乗船であっても休息期間となりますか。 | 42 |
| 3-26 | フェリー特例について、リセットされるタイミング、すなわち次の勤務を開始する始点を教えてください。 また、下船後の休息期間が始業時刻から起算して24時間を超えても違反にはならないのでしょうか。 | 42 |

| | | |
|------|---|----|
| 3-27 | 自動車運転の業務に関する休日の考え方は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされていますが、休日を連続で2日与える場合には、33時間空ければよいのでしょうか。 1日目：休息期間9時間 2日目：法定休日24時間 3日目：所定休日 | 43 |
| 3-28 | 自動車運転者の休日の取扱いについて、法定休日とそれ以外の休日では区別はあるのでしょうか。 | 43 |

4 バス運転者の拘束時間等（第5条関係）

| 番号 | 質問内容 | 頁 |
|-------|--|----|
| 4-1 | 労使協定を締結しない場合、1か月の拘束時間を281時間以内としても、1年3,300時間を超えることは認められないのでしょうか。 | 45 |
| 4-1-2 | バス運転者の1か月及び1年の拘束時間の延長について、毎年4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする労使協定を締結する場合、当該労使協定において、12月から3月までの1か月の拘束時間について、4か月連続して281時間を超えて294時間まで延長した後、翌年度となる4月以降の労使協定を締結して、4月についても1か月281時間を超えて拘束時間を延長することは認められるのでしょうか。 | 45 |
| 4-2 | 施行通達記第2の5(1)に「1か月及び1年」、「4週平均1週及び52週」のいずれかの拘束時間の基準を選択することができるとありますが、選択する場合、変更する場合の留意点を教えてください。また、事業場単位ではなく、労働者単位で選択すること、管理期間と協定の期間を変えることは可能でしょうか。 | 46 |
| 4-3 | 「一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者」とは、どのような運転者ですか。また、その内容について具体的に労使協定に明記する必要がありますか。 | 46 |
| 4-4 | 高速バス・貸切バスの高速道路等の実車運行区間の連続運転時間は、「おおむね2時間」までとするよう努めるとありますが、例えば、高速道路を1時間40分走行し、高速道路を降りた後に一般道を2時間20分走行した場合、連続運転時間は合計4時間となりますが、認められるのでしょうか。 | 46 |
| 4-5 | 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超え | 47 |

| | | |
|------|--|----|
| | て与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。 | |
| 4-6 | <p>例えば、バス運転者Aが次のような運行をした場合、改善基準告示違反となるのでしょうか。また、この場合において、1日の拘束時間、休息期間をどのように計算すれば良いのでしょうか。</p> <p>(1日目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6:00~10:00 バス4時間運転(朝のラッシュ対応) ・ 10:00~19:00 帰宅(9時間) ・ 19:00~24:00 バス5時間運転(夜のラッシュ対応) ・ 24:00~3:00 帰宅(3時間) <p>(2日目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3:00~12:00 バス9時間運転(朝のラッシュ対応) ・ 12:00~ 帰宅 | 47 |
| 4-7 | <p>2日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいのでしょうか。</p> <p>① 特定日の始業時刻の24時間前から48時間</p> <p>② 特定日の前日の始業時刻から48時間</p> | 48 |
| 4-8 | <p>連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。</p> | 49 |
| 4-9 | <p>連続運転時間には、次の場合も、カウントするのでしょうか。</p> <p>① 渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合</p> <p>② サービスエリアなどの駐車場の順番待ちのため、走行、停車を繰り返し少しずつ前に進む場合</p> | 49 |
| 4-10 | <p>「軽微な移動」の取扱いについて、</p> <p>① 救急車などの緊急通行車両以外の通行は認められないのでしょうか。</p> <p>② 「軽微な移動」の距離や場所の制限はありますか。</p> <p>③ 「軽微な移動」を行った場合の連続運転時間がリセットされるタイミングを教えてください。</p> <p>④ 記録とは、具体的にどのようなものが認められるのでしょうか。</p> | 49 |
| 4-11 | <p>バス運転者等の休息期間は、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所の休息期間より長くなるよう努めるものとありますが、どういう意味でしょうか。</p> | 50 |
| 4-12 | <p>「予期し得ない事象への対応時間」について、具体的にどういった時間が該当するか教えてください。</p> | 51 |

| | | |
|--------|---|----|
| 4-13 | 例えば、バス運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにバス運転者Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、バス運転者Bの運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。 | 52 |
| 4-14 | ① 予期し得ない事象について、「運転中に」という限定がありますが、運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合、対象とならないのでしょうか。 ② 異常気象についても、運転中に警報に遭遇しない限り同様の取扱いとなるのでしょうか。 | 53 |
| 4-15 | 例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。 | 53 |
| 4-16 | 予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。 | 53 |
| 4-17 | 分割休息特例について、「業務の必要上やむを得ない場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。 | 54 |
| 4-17-2 | 分割休息特例について、休息期間の合計時間数は、始業時刻から起算して24時間以内に与える必要がありますか。 | 55 |
| 4-18 | 分割休息特例について、「一定期間（1か月）における全勤務回数の2分の1を限度」とありますが、 ① 例えば、1/1を起算日とした場合、1/1～12/31までの間、3/1～3/31の1か月しか利用できないということでしょうか。 ② 例えば、3/1～3/31までの所定勤務回数における2分の1を限度に計算すればよいのでしょうか。それとも実勤務回数における2分の1を限度に計算すればよいのでしょうか。 ③ 1日に2回の勤務がある場合、どのように計算すればよいのでしょうか。 | 55 |
| 4-19 | 2人乗務特例について、 ① 運転者が運転している間、もう一人が座席や車両内ベッドで仮眠することは認められるのでしょうか。 ② その場合、仮眠している時間は休息期間として認められるのでしょうか。 | 56 |
| 4-20 | 「車両内に身体を伸ばして休息できる設備」とありますが、添乗員や乗客と同じ座席を交互に利用すること等は可能でしょうか。 | 56 |
| 4-21 | フェリー特例について、「乗船中の時間は原則として休息期間」とありますが、例えば、乗船中に運転日報を記載する時間、車両を船内 | 57 |

| | | |
|------|---|----|
| | 駐車場に停車する時間は休息期間となりますか。また、例えば1時間の乗船であっても休息期間となりますか。 | |
| 4-22 | フェリー特例について、リセットされるタイミング、すなわち次の勤務を開始する始点を教えてください。 また、下船後の休息期間が始業時刻から起算して24時間を超えても違反にはならないのでしょうか。 | 57 |
| 4-23 | 自動車運転の業務に関する休日の考え方は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされていますが、休日を連続で2日与える場合には、33時間空ければよいのでしょうか。 1日目：休息期間9時間 2日目：法定休日24時間 3日目：所定休日 | 57 |
| 4-24 | 自動車運転者の休日の取扱いについて、法定休日とそれ以外の休日では区別はあるのでしょうか。 | 58 |

5 適用除外業務

| 番号 | 質問内容 | 頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|----|----|----|----|---|-------|---|--|----|----|----|----|----|----|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|-------|----|
| 5-1 | 施行通達第2の6(1)で「適用除外業務」として列挙されている業務以外は、その内容や性質にかかわらず、改善基準告示の適用は除外されないのでしょうか。 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-2 | 悪天候や人身事故により列車の運休や遅延が発生した場合に、鉄道会社の要請を受けて行う、路線バス等の振替輸送の運転業務については、改善基準告示の適用は除外されるのでしょうか。 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-3 | 旅客運送事業の事業場で行われる「適用除外業務」としては、具体的には、どのようなものが考えられるのでしょうか。 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-4 | 例えば、石油やガソリンの運搬業務は適用除外業務とは認められないのでしょうか。 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-5 | トラック運転者Aが、次のとおり「適用除外業務」に従事する場合、「適用除外業務に従事しない期間」における拘束時間及び運転時間の上限は、各々何時間となるのでしょうか。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">日</td> <td style="padding: 0 10px;">月</td> <td style="padding: 0 10px;">火</td> <td style="padding: 0 10px;">水</td> <td style="padding: 0 10px;">木</td> <td style="padding: 0 10px;">金</td> <td style="padding: 0 10px;">土</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">26</td> <td style="padding: 0 10px;">27</td> <td style="padding: 0 10px;">28</td> <td style="padding: 0 10px;">29</td> <td style="padding: 0 10px;">30</td> <td style="padding: 0 10px;">31</td> <td style="padding: 0 10px;">1</td> <td style="padding: 0 10px;">(1週目)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">2</td> <td style="padding: 0 10px;">3</td> <td style="padding: 0 10px;">4</td> <td style="padding: 0 10px;">5</td> <td style="padding: 0 10px;">6</td> <td style="padding: 0 10px; border: 1px solid black;">7</td> <td style="padding: 0 10px; border: 1px solid black;">8</td> <td style="padding: 0 10px;">(2週目)</td> </tr> </table> | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | (1週目) | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | (2週目) | 60 |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | (1週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | (2週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|----|----|----|----|----|-------|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|---|---|---|---|---|---|-------|----|
| | <table border="0"> <tr> <td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>(3週目)</td></tr> <tr> <td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>(4週目)</td></tr> <tr> <td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>(5週目)</td></tr> <tr> <td>30</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>(6週目)</td></tr> </table> <p>※7～10日、12～14日（計7日間）に終日、「適用除外業務」に従事。 ※当該事業場では、起算日を毎月1日とした上で、当月は拘束時間を295時間まで延長できる旨を労使協定で締結。また、運転時間は、前月26日、当月9日、23日を初日とする2週間ごとに計算。</p> | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | (3週目) | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | (4週目) | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | (5週目) | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | (6週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | (3週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | (4週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | (5週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | (6週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-6 | <p>トラック運転者Aについて、次のとおり、同じ日に「適用除外業務」、「適用除外業務以外の業務」の両方に従事する期間がある場合、「適用除外業務に従事しない期間」及び「両方の業務に従事する期間」を通じた拘束時間、運転時間の上限は、各々何時間となるでしょうか。</p> <table border="0"> <tr> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td></td></tr> <tr> <td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td><td>(1週目)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>(2週目)</td></tr> <tr> <td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>(3週目)</td></tr> <tr> <td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>(4週目)</td></tr> <tr> <td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>(5週目)</td></tr> <tr> <td>30</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>(6週目)</td></tr> </table> <p>※7～10日の計4日間は終日「適用除外業務」に従事する一方、12日～14日の3日間は「適用除外業務」と「適用除外業務以外の業務」の両方に従事。両方の業務に従事した日の「適用除外業務以外の業務」の拘束時間は各12時間、運転時間は各9時間。 ※当該事業場では、起算日を毎月1日とした上で、当月は拘束時間を295時間まで延長できる旨を労使協定で締結。また、運転時間は、前月26日、当月9日、23日を初日とする2週間ごとに計算。</p> | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | (1週目) | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | (2週目) | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | (3週目) | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | (4週目) | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | (5週目) | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | (6週目) | 61 |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | (1週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | (2週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | (3週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | (4週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | (5週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | (6週目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-7 | <p>施行通達記第2の6(3)で示されている「適用除外業務」を行うに当たって、事業場への備付けを行う書類とは、どのような書類を指すのでしょうか。また、同じく施行通達記第2の6(3)で示されている、自動車運転者ごとの当該業務への従事期間が明らかとなる記録の整備は、どのような方法や内容により行えばよいでしょうか。</p> | 62 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6 その他

| 番号 | 質問内容 | 頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|----|--------|------|----|
| 6-1 | <p>① 改善基準告示に違反した場合、罰則はあるのでしょうか。どのような指導を受けるのでしょうか。</p> <p>② 荷主企業がトラック運転者に長時間の荷待ちをさせた場合、荷主は罰則を問われるのでしょうか。どのような指導を受けるのでしょうか。</p> | 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6-2 | <p>タクシー及びバス両方の事業を行う事業場において、運転者Aが次のとおり、日によって、タクシー又はバスの運転業務に従事する場合の、改善基準告示の拘束時間等の取扱いはどのようになるでしょうか。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin: 10px auto;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">バス</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">日勤タクシー</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4cccc;">所定休日</td> </tr> </table> </div> <p>※ タクシー、バスのいずれも、起算日を毎月1日とした上で1か月の拘束時間を管理。上記の1日を起算日とする1か月について、バスの所定労働日は10日間、タクシーの所定労働日は12日間。 バスについては、特定日（日曜）を起算日とし4週間の運転時間を管理。上記の26日（日曜）を初日とする4週間について、バスの所定労働日は9日間、タクシーの所定労働日は10日間。</p> | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | バス | 日勤タクシー | 所定休日 | 64 |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日勤タクシー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所定休日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 令和7年3月11日公開追補

QA 1-6、2-3-2、2-14、3-1-2、3-5-2、3-20-2、
3-28、4-1-2、4-17-2、4-24

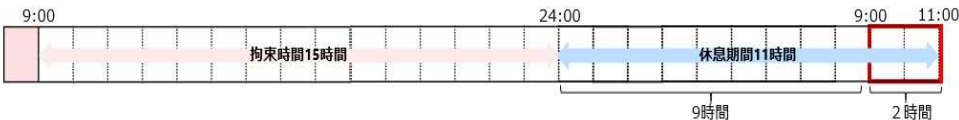
1 目的等（第1条関係）

| 番号 | 質問内容 |
|-----|--|
| 1-1 | <p>(Q) 例えば、出勤予定の自動車運転者Aが欠勤し、運行管理者Bが代わりに運転をする場合、運行管理者Bに改善基準告示は適用されますか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示の対象者は、法第9条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事する者をいいます。 「自動車の運転の業務に主として従事する」か否かは、個別の事案の実態に応じて判断することとなりますが、実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分以上を超えており、かつ、当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えることが見込まれる場合には、「自動車の運転の業務に主として従事する」者に該当します。 したがって、自動車運転者Aの欠勤のため、運行管理者Bが代わりに運転をする場合であって、Bが当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えることが見込まれないときは、Bは「自動車の運転の業務に主として従事する」者には該当しません。</p> |
| 1-2 | <p>(Q) 当社では、毎年、1月1日～12月31日を有効期間として拘束時間等延長の労使協定を締結し、実拘束時間についても同じ期間で計算していますが、</p> <p>① 今回の改善基準告示の改正を踏まえ、令和6年4月1日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。</p> <p>② また、実拘束時間はどの時点から、新告示が適用されるのでしょうか。1年間の拘束時間は按分して計算するのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 令和6年3月31日以前に締結した労使協定で拘束時間等を延長している場合であって、当該協定の有効期間の終期が令和6年4月1日以後であるときは、同日開始の協定を締結し直す必要はなく、同日以後に新たに定める協定から、新告示に対応していただくこととなります。例えば、令和5年10月1日～令和6年9月30日など、令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、令和6年10月1日以降の協定について、新告示に対応していただくこととなります。また、労使協定を締結していない場合には、令和6年4月1日から新告示に対応していただくこととなります。なお、この取扱いは、法に基づく36協定の経過措</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>置の考え方を踏まえたものです。</p> <p>なお、36 協定で定める時間外労働の限度時間は 1 か月 45 時間及び 1 年 360 時間となりますが、臨時的にこれを超えて労働させる場合であっても 1 年 960 時間以内となります。</p> |
| 1-3 | <p>(Q) 改善基準告示で定められた期間について、「1 年」、「1 か月」、「1 週間」など、それぞれ起算日を定めて計算した時間が改善基準告示で定めた時間を超えていなければ違反とならないのでしょうか。それとも、どこで区切っても、その時間を超えない必要があるのでしょうか。また、36 協定の起算日と合わせる必要はありますか。</p> <hr/> <p>(A) 「1 か月」とは、原則として暦月をいいますが、就業規則、勤務割表等で特定日を起算日として定めている場合には、当該特定日から起算した 1 か月とすることで差し支えありません。</p> <p>その場合、事業場の就業規則や労使協定等で定めた期間の初日が、「1 年」、「1 か月」、「1 週間」の起算日となり、それぞれの起算日から計算した時間が、改善基準告示で定める時間を超えていなければ違反とはなりません。また、36 協定の起算日と合わせる必要はありませんが、分かりやすく効率的な労務管理を行うに当たっては、同一の起算日とすることが望ましいです。</p> <p>この考え方は、特例を含め、改善基準告示における期間の考え方、全てに共通します。</p> |
| 1-4 | <p>(Q) 点呼、会議等、運転以外の労働時間や休憩時間は、改善基準告示における拘束時間に該当しますか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示における拘束時間とは、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間、すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。</p> <p>拘束時間に該当するか否かは、個別の事案の実態に応じて判断することとなりますが、運転以外の、点呼、会議等の労働時間はもちろん、休憩時間についても、拘束時間に該当します。</p> |
| 1-5 | <p>(Q) サービスエリア等で車中泊する時間は、改善基準告示における休息期間に該当しますか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示における休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間を</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>いいです。勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間であり、休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なる性格を有するものです。</p> <p>休息期間に該当するか否かは、個別の事案の実態に応じて判断することとなりますが、例えば、車両内での休息は駐車スペースが確保でき、荷物の看守義務がないなど、自動車運転者が業務から開放される場合には休息期間となります。</p> |
| 1-6 | <p>(Q) 自動運行装置を備えた自動車でも自動運転を行う場合は、改善基準告示の「運転時間」に該当するのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 道路交通法（以下「道交法」という。）では、レベル4^(※)に相当する、運転者がいない状態での自動運転を「特定自動運行」と定義し、「運転」には含まれないこととしています。また、特定自動運行を行う場合は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可が必要とされています。</p> <p>改善基準告示においても、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業等において、都道府県公安委員会の許可を受けて特定自動運行を行う場合は、労働者がその自動車に乗車している場合であっても、「運転」「運転時間」とは取り扱われません。ただし、労働者が使用者等の指示により乗車している場合は、車両から離れ得る状態になく、労働者による自由利用が保障されている時間とは考えられないことから、当該乗車中の時間は、労働基準法第34条にいう休憩時間には該当せず、労働時間となります。</p> <p>※ SAE International（自動車等の技術者による米国の非営利団体）が策定した自動車運転のレベル分けに基づく。</p> <p>「レベル4」とは、特定条件（場所（高速道路のみ等）、天候（晴れのみ等）、速度など当該システムによる自動運転が可能な条件）の下において、システムが全ての運転タスクを実施（すなわち、作動継続が困難な場合もシステムが対応）する状態をいう。</p> <p>一方、「レベル3」では、作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に対して運転者が適切に対応することが必要となる。</p> |

2 タクシー運転者の拘束時間等（第2条関係）

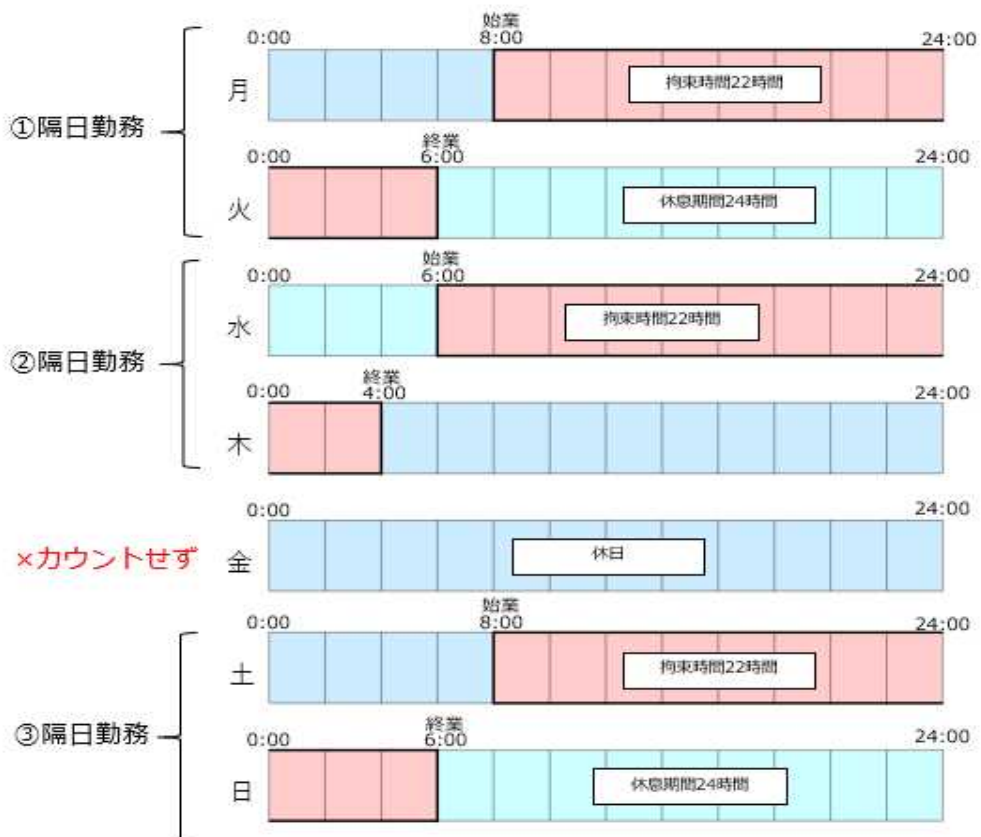
| 番号 | 質問内容 |
|-----|--|
| 2-1 | <p>(Q) 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 休息期間について、始業時刻から起算して24時間以内に終了するよう与える必要はありません。</p> <p>例えば、9時始業の場合、拘束時間の上限は15時間なので、24時までで終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし9時間を下回らない」時間であればよく、9時間を超えて休息期間を与えたことによって、1日の始業時刻から起算して24時間以内に11時間の休息期間を収める必要はありません。</p>  <p>一方、拘束時間の計算に当たっては、1日の始業時刻から起算して24時間以内に、1日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。</p> <p>また、休息期間の計算に当たっては、終業後に1日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。</p> |
| 2-2 | <p>(Q) 施行通達記第2の2(2)イにおいて、日勤勤務と隔日勤務を併用する場合には、制度的に一定期間ごとに交替させるとありますが、どのような要件を満たす必要があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者への生理的影響に鑑み当然認められませんが、当分の間、次の要件を満たす場合には改善基準告示違反とはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1か月における拘束時間の長さが、隔日勤務の1か月の拘束時間(262時間)の範囲内であること。 ② 日勤の勤務の拘束時間が15時間を超えないこと。 ③ 日勤の勤務と次の勤務との間には、11時間以上の休息期間が確保さ |

| | |
|-------|--|
| | <p>れていること。</p> <p>④ 日勤の休日労働を行わせる場合には、隔日勤務の休日労働と合わせて2週間に1回を限度とすること。</p> |
| 2-3 | <p>(Q) 例えば、7時に出勤し、28時に退勤する勤務は隔日勤務となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 隔日勤務とは、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものです。隔日勤務の「始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務」については、則第66条の規定等を踏まえ新告示に規定したものであり、当該隔日勤務の対象の考え方に変更はありません。</p> <p>例えば、7時に出勤し、28時に退勤する勤務は、2労働日の勤務を1勤務にまとめて行う隔日勤務に該当し、隔日勤務の拘束時間の上限（21時間）の範囲内であるため、認められることとなります。</p> <p>一方、例えば22時に出勤し、28時に退勤する勤務は、2労働日の勤務を1勤務にまとめて行うものではないことから原則として隔日勤務に該当せず、単なる夜間勤務として日勤の拘束時間の上限が適用されることになると考えられます。</p> |
| 2-3-2 | <p>(Q) 当社のタクシー運転者について隔日勤務を採用していますが、勤務シフトの都合上、例えば、午前1時に出勤し、午後10時に退勤する等、当該シフトの一部について、始業及び終業の時刻が同一の日となる場合があります。</p> <p>隔日勤務は、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものであるとされていますが、このような場合については、隔日勤務者の規定は適用されず、日勤勤務者の規定を適用しなければならないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 隔日勤務を行うタクシー運転者の勤務シフトの中において、始業及び終業の時刻が同一の日に属する業務が含まれることがあり得ますが、業務の実態として2労働日の勤務が一勤務にまとめて行われているときには、このような場合も含め、隔日勤務者の規定を適用することとして差し支えありません。この考え方については、従前から変更はありません。</p> |
| 2-4 | <p>(Q) 例えばタクシー運転者Aが次のような運行をした場合、どのように計算すれば良いのでしょうか。</p> |

- 1 勤務目：隔日勤務（22 時間）
- 2 勤務目：隔日勤務（22 時間）
～休日～
- 3 勤務目：隔日勤務（22 時間）

(A) 隔日勤務者の2 暦日の拘束時間は、「22 時間」を超えないものとし、かつ、「2 回の隔日勤務を平均し隔日勤務 1 回当たり 21 時間を超えない」ものとされています。2 回の隔日勤務を平均した 1 回当たりの拘束時間の計算に当たっては、特定の隔日勤務を起算日として、2 回の隔日勤務に区切り、その 2 回の隔日勤務の平均とすることが望ましいですが、特定の隔日勤務の拘束時間が改善基準告示に違反するか否かは、1 勤務目と 2 勤務目との平均、2 勤務目と 3 勤務目との平均、いずれもが「21 時間」を超えた場合に違反となります。隔日勤務の間に休日がある場合は、休日の前後の 2 回の隔日勤務の拘束時間の平均を計算します。

したがって、設問の場合、1～3 勤務目の拘束時間がいずれも 22 時間であり、1 勤務目（22 時間）と 2 勤務目（22 時間）の拘束時間の平均、2 勤務目（22 時間）と休日後の 3 勤務目（22 時間）の拘束時間の平均、いずれも「21 時間」を超えているため、改善基準告示違反となります。



| | |
|-----|--|
| 2-5 | <p>(Q) 夜間4時間以上の仮眠や休憩が確保される実態にあるが、タクシー運転者の都合で取得できなかった場合、車庫待ち等の自動車運転者に該当するのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 車庫待ち等の自動車運転者については、次の要件を全て満たす場合、車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱って差し支えないものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。 ② 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと。 ③ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。 ④ 原則として事業場内における休憩が確保される実態であること。 <p>例えば、③及び④の仮眠時間や休憩が確保される実態であるにもかかわらず、タクシー運転者の自らの都合で事業場外において電話をする等により、現実に仮眠や休憩を取得しなかった場合であっても、③及び④の要件に反するものではありません。したがって、この場合、車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱って差し支えありません。したがって、タクシー運転者の業務上の都合で仮眠や休憩を取得できなかった場合、当然に当該取扱いは認められません。</p> |
| 2-6 | <p>(Q) 車庫待ち等には、駅前ロータリー、病院、路上等で客待ちを行う場合も対象となるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち等、駅待ち等の形態によって就労する自動車運転者であり、比較的作業密度が薄いこと等により、帰庫させ仮眠時間を与えることが可能な実態を有するため、一定の要件の下に最大拘束時間の延長を認めているものです。</p> <p>したがって、例えば、一般的な駅前ロータリー、病院、路上での客待ちは、いわゆる車庫待ち等に該当するものではありません。</p> |
| 2-7 | <p>(Q) 市内の人口が30万人以上であれば、市内に一部過疎地域があっても車庫待ち等の特例は利用できないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 事業場が人口30万人以上の都市に所在する場合、原則として車庫待ち等の規定は適用されませんが、新告示の適用の際、現に車庫待ち等の自</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>自動車運転者として取り扱われている者の属する事業場については、当該事業場が人口 30 万人以上の都市に所在する場合であっても、当分の間、当該事業場の自動車運転者を車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱うこととしています。</p> |
| 2-8 | <p>(Q)「予期し得ない事象への対応時間」について、具体的にどういった時間が該当するか教えてください。</p> <hr/> <p>(A)「予期し得ない事象への対応時間」の取扱いは、自動車運転者が災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合において、その対応に要した時間についての 1 日の拘束時間、2 暦日の拘束時間の例外的な取扱いを定めたものです。</p> <p>「予期し得ない事象への対応時間」に該当するか否かの考え方は、それぞれの事象に応じ、次のとおりです。</p> <p>① <u>運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、運転中に乗務している車両が予期せず故障したことに伴い、修理会社等に連絡して待機する時間、レッカー車等で修理会社等に移動する時間及び修理中の時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 ・ ただし、例えば、上記対応に伴い、別の運転者が出勤を命じられ、勤務する場合における当該運転者の勤務時間は該当しません。 <p>② <u>運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したことに伴い、フェリーの駐車場で待機する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 ・ また、フェリー欠航に伴い、急きょ陸路等で移動する場合、陸路での移動時間がフェリー運航時間とおおむね同程度である等、経路変更が合理的であると認められるときは、当該移動時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 <p>③ <u>運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、前方を走行する車の衝突事故により発生した渋滞に巻き込まれた時間、地震や河川氾濫に伴う道路の封鎖、道路の渋滞等に巻き込まれた時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当しま |

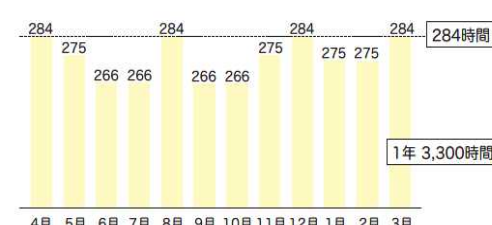
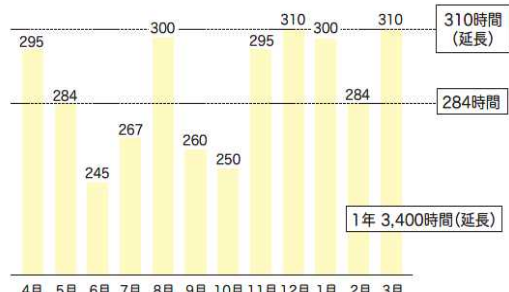
| | |
|-----|--|
| | <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、例えば、災害や事故の発生を伴わない自然渋滞（商業施設や大型イベントの開催、お盆休み等の帰省ラッシュ等、単なる交通集中等）に巻き込まれた時間、相当程度遠方の事故渋滞の情報に基づき迂回する時間^(※)、鉄道事故等による振替輸送・代行輸送等に要した時間は該当しません。 <p>(※) 例えば、長野（飯田）から東京（高井戸）に運行中、現地点から約2時間20分先の中央道上り相模湖IC付近で事故が発生し、1時間程度で事故渋滞が解消される見込みであるにもかかわらず、一般道に迂回し、通常約3時間の行程について、約6時間30分を要した場合</p> <p>④ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、運転前に大雪警報が発表されていたものの、まもなく解除が見込まれていたため、運転を開始したが、運転開始後も大雪警報が解除されず、結果として運転中に正常な運行が困難となった場合には、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 ・ ただし、例えば、異常気象であっても警報が発表されない場合における対応時間は該当しません。 <p>そのほか、運転中に自動車運転者が乗客の急病対応を行う場合や犯罪に巻き込まれた場合は、停車せざるを得ず、道路の封鎖又は渋滞につながると考えられることから、③運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したことに該当するものとして取り扱います。例えば、乗客の急病への対応時間、タクシー運転者が犯罪に巻き込まれた場合における警察等への対応時間等については、「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> |
| 2-9 | <p>(Q) 例えば、タクシー運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにタクシー運転者Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、タクシー運転者Bの運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができる時間は、運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られますので、代行者</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>のタクシー運転者Bが対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」には該当しません。</p> |
| 2-10 | <p>(Q)</p> <p>① 予期し得ない事象について、「運転中に」という限定がありますが、運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合、対象とならないのでしょうか。</p> <p>② 異常気象についても、運転中に警報に遭遇しない限り同様の取扱いとなるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A)</p> <p>① 運転前にあらかじめ当該事象が発生している場合には、たとえ運転開始前の車両点検中であつたとしても、事象が既に発生しているため「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。ただし、例えば、運転開始後、休憩中に予期し得ない事象に遭遇し、その対応に要した時間は、「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> <p>② 一方、異常気象（警報発表時）については、運転前に異常気象の警報が発表されていたものの、その時点では正常な運行が困難とは想定されず、運転開始後に初めて正常な運行が困難となった場合、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> |
| 2-11 | <p>(Q) 例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」に関する取扱いは、タクシー運転者に係る1日の拘束時間及び2暦日の拘束時間の例外的な取扱いとなるので、1か月の拘束時間の計算については、除くことができません。</p> <p>1か月の最終日に予期し得ない事象が発生したことにより、1か月の拘束時間の上限を超えることのないよう、余裕をもった運行計画を毎月作成することが望ましいです。</p> |
| 2-12 | <p>(Q) 予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」については、「運転日報上の記録」</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>に加え、「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」によって、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できることが必要です。 客観的な記録とは、例えば次のような資料が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等 ② フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し ③ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因を特定できるもの） ④ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し <p>ただし、当該事象について、遅延の原因となった個々の対応時間の特定が困難な場合には、 当該事象に遭遇した勤務を含めた実際の拘束時間や運転時間 －運行計画上の拘束時間や運転時間 ＝当該事象への対応時間</p> <p>として、一勤務を通じた当該事象への対応時間を算出することも可能です。この場合には、上記①～④の「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」が必要ですが、やむを得ず客観的な記録が得られない場合には、「運転日報上の記録」に加え、当該事象によって生じた遅延に係る具体的な状況をできる限り詳しく運転日報に記載しておく必要があります。例えば「予期し得ない事象」が運転中の災害や事故に伴う道路渋滞に巻き込まれた区間や走行の時間帯等を運転日報に記載しておく必要があります。</p> |
| 2-13 | <p>(Q) 自動車運転の業務に関する休日の考え方は、休息期間に 24 時間を加算して得た連続した時間とされていますが、休日を連続で 2 日与える場合には、33 時間空ければよいのでしょうか。</p> <p>1 日目：休息期間 9 時間 2 日目：法定休日 24 時間 3 日目：所定休日</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の休日は、休息期間に 24 時間を加算して得た連続した時間とされており、その時間が 30 時間を下回ってはなりません。 通常勤務の場合は継続 33 時間（9 時間＋24 時間）、隔日勤務の場合は継続 46 時間（22 時間＋24 時間）を下回ることがないようにする必要があります。</p> |

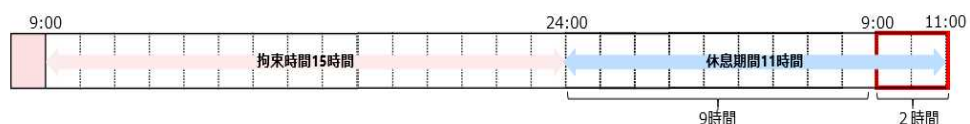
| | |
|------|---|
| | <p>あります。</p> <p>したがって、上記の場合、1日目の休息期間9時間と2日目の法定休日を合わせて継続33時間が確保されていれば、休日を与えたこととなります。</p> <p>なお、所定休日（3日目）については事業場の就業規則等に基づいて与えることが必要です。</p> |
| 2-14 | <p>(Q) 自動車運転者の休日の取扱いについて、法定休日とそれ以外の休日では区別はあるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の休日労働の回数は、2週間について1回が限度とされていますが、ここでいう休日労働とは、原則、毎週少なくとも1回与えなければならないとされている法第35条の休日（いわゆる法定休日）に労働させることをいいます。</p> <p>また、自動車運転者の休日は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされており、その時間が30時間を下回ってはならないこととされていますが、この取扱いについても、同様に、法第35条の休日について示したものです。</p> <p>一方、週1回を超えて確保されている休日についてはこの限りではありません。こうした休日の考え方については、従前から変更はありません。</p> |

3 トラック運転者の拘束時間等（第4条関係）

| 番号 | 質問内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|------|---------|---|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|------|-------------|
| 3-1 | <p>(Q) 労使協定を締結しない場合、1か月の拘束時間を284時間以内としても、1年3,300時間を超えることは認められないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間を全て上限値（284時間×12か月）とすると、年の拘束時間が3,300時間を超えるため、認められません。</p> <p>(図)【原則】1年及び1か月の拘束時間</p>  <table border="1"> <caption>【原則】1年及び1か月の拘束時間</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>拘束時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>284</td></tr> <tr><td>5月</td><td>275</td></tr> <tr><td>6月</td><td>266</td></tr> <tr><td>7月</td><td>266</td></tr> <tr><td>8月</td><td>284</td></tr> <tr><td>9月</td><td>266</td></tr> <tr><td>10月</td><td>266</td></tr> <tr><td>11月</td><td>275</td></tr> <tr><td>12月</td><td>284</td></tr> <tr><td>1月</td><td>275</td></tr> <tr><td>2月</td><td>275</td></tr> <tr><td>3月</td><td>284</td></tr> <tr><td>1年合計</td><td>3,300時間</td></tr> </tbody> </table> <p>(図)【例外】1年及び1か月の拘束時間</p>  <table border="1"> <caption>【例外】1年及び1か月の拘束時間</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>拘束時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>295</td></tr> <tr><td>5月</td><td>284</td></tr> <tr><td>6月</td><td>245</td></tr> <tr><td>7月</td><td>267</td></tr> <tr><td>8月</td><td>300</td></tr> <tr><td>9月</td><td>260</td></tr> <tr><td>10月</td><td>250</td></tr> <tr><td>11月</td><td>295</td></tr> <tr><td>12月</td><td>310</td></tr> <tr><td>1月</td><td>300</td></tr> <tr><td>2月</td><td>284</td></tr> <tr><td>3月</td><td>310</td></tr> <tr><td>1年合計</td><td>3,400時間(延長)</td></tr> </tbody> </table> | 月 | 拘束時間 | 4月 | 284 | 5月 | 275 | 6月 | 266 | 7月 | 266 | 8月 | 284 | 9月 | 266 | 10月 | 266 | 11月 | 275 | 12月 | 284 | 1月 | 275 | 2月 | 275 | 3月 | 284 | 1年合計 | 3,300時間 | 月 | 拘束時間 | 4月 | 295 | 5月 | 284 | 6月 | 245 | 7月 | 267 | 8月 | 300 | 9月 | 260 | 10月 | 250 | 11月 | 295 | 12月 | 310 | 1月 | 300 | 2月 | 284 | 3月 | 310 | 1年合計 | 3,400時間(延長) |
| 月 | 拘束時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | 275 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 266 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | 266 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | 284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 266 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | 266 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 275 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | 275 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | 275 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年合計 | 3,300時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月 | 拘束時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | 284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 245 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | 267 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | 300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 260 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | 250 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 310 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | 300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | 284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 310 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年合計 | 3,400時間(延長) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-1-2 | <p>(Q) トラック運転者の1か月及び1年の拘束時間の延長について、毎年4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする労使協定を締結する場合、当該労使協定において、1月、2月、3月の1か月の拘束時間について、3か月連続して284時間を超えて310時間まで延長した後、翌年度となる4月以降の労使協定を締結して、4月についても1か月284時間を超えて拘束時間を延長することは認められるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間については、これを労使協定により延長する場合においても、284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとされています。これは、拘束時間の長い勤務が長期間連続して行われることによる疲労の蓄積を防ぐ観点から設けられたものであり、当該連続する期間が労使協定の期間内であるか否かにかかわらずのものです。</p> <p>したがって、設問の場合であっても、4月の拘束時間について1か月284時間を超えて延長することは認められません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-2 | <p>(Q) 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。</p> <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(A) 休息期間について、始業時刻から起算して 24 時間以内に終了するよう与える必要はありません。

例えば、9 時始業の場合、拘束時間の上限は 15 時間（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合を除く。）なので、24 時までには終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし 9 時間を下回らない」時間であればよく、9 時間を超えて休息期間を与えたことによって、1 日の始業時刻から起算して 24 時間以内に 11 時間の休息期間を収める必要はありません。



一方、拘束時間の計算に当たっては、1 日の始業時刻から起算して 24 時間以内に、1 日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。

また、休息期間の計算に当たっては、終業後に 1 日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。

3-3

(Q) 施行通達記第 2 の 4 (2) に「1 週間における拘束時間が全て長距離貨物運送で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合」とありますが、

- ① 1 週間は任意に定めても良いのでしょうか。
- ② 「一の運行」とは、往復を指すのでしょうか。また、例えば、トラック運転者が A 社東京営業所を出庫して、A 社神奈川営業所に帰庫する場合、「一の運行」と認められるのでしょうか。
- ③ また、「住所地」とは自宅以外の場所は認められないのでしょうか。（例：実家など）

(A)

- ① 事業場の就業規則や労使協定等で定めた期間の初日が、「1 週間」の起算日となります。
- ② 「一の運行」とは、トラック運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいいます。よって、例えば、神奈川営業所（所属）→東京営業所→千葉営業所→神奈川営業所（所属）と、所属の神奈川営業所を出庫し、営業所を經由して、所属の神奈川営業所に帰庫する場合、神奈川営業所に帰庫するまでは「一の運行」とはなりません。
- ③ 「住所地」とは、現住所のみならず、その者の生活の本拠地も対象

| | |
|-----|--|
| | となります。 |
| 3-4 | <p>(Q)「一の運行」について定められていますが、走行距離についても制限があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示において、「一の運行」の走行距離等については特段定められていません。</p> <p><参考></p> <p>国土交通省の基準（平成13年8月20日国土交通省告示第1365号）において、「運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間は144時間を超えてはならない」と定められていますが、走行距離等は定められていません。</p> |
| 3-5 | <p>(Q)</p> <p>① 例えば、千葉県在住のトラック運転者Aが次のような運行をすることは認められるのでしょうか。</p> <p>(1週目)</p> <p>月曜：(出庫)千葉県 → 静岡県【1泊目】(230km) 13時間拘束 火曜：静岡県 → 大阪府【2泊目】(330km) 16時間拘束 水曜：大阪府 → (帰庫)千葉県 (540km) 13時間拘束 木曜：休日 金曜：(出庫)千葉県 → 静岡県 → (帰庫)千葉県【日帰り】(460km) 16時間拘束 土曜：休日 日曜：休日</p> <p>(2週目)</p> <p>月曜：(出庫)千葉県 → 静岡県【1泊目】(230km) 13時間拘束 火曜：静岡県 → (帰庫)千葉県 (230km) 13時間拘束 水曜：(出庫)千葉県 → 静岡県【1泊目】(230km) 13時間拘束 木曜：静岡県 → 大阪府【2泊目】(330km) 16時間拘束 金曜：大阪府 → (帰庫)千葉県 (540km) 13時間拘束 土曜：休日 日曜：(出庫)千葉県 → 静岡県 → (帰庫)千葉県【日帰り】(460km) 16時間拘束</p> <p>② 例えば、①1週目の金曜日について、次のように運行が急きょ変更</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>となった場合、例外的な取扱いは認められるのでしょうか。 金曜：(出庫)千葉県→神奈川県→(帰庫)千葉県【日帰り】(130km) 5時間拘束</p> <hr/> <p>(A)</p> <p>① 1日の拘束時間について、宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、16時間まで延長可としていますが、1週間における運行が全て長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)でなければ、当該例外的取扱いは認められません。また、1週間において、一度も宿泊を伴う運行がない場合には、当該例外的取扱いは認められません。</p> <p>設問の事例の場合、1週間における運行は全て一の運行の走行距離が450km以上であり、住所地以外の場所で宿泊を伴う休息を1回以上行っているため、当該1週間において2回まで拘束時間を16時間に延長することができます。ただし、拘束時間を16時間まで延長した場合、一の運行終了後に必ず12時間以上の休息期間を与える必要があります。</p> <p>② 例えば、①第1週の金曜日について、運行が急きょ変更となった場合、一の運行で100kmの移動にとどまり、1週間における運行の全てが長距離貨物運送の要件を満たさないため当該例外的取扱いは認められません。</p> <p>なお、運行計画において、基準を満たしている場合においても、実態として基準を満たさない場合には、当然に改善基準告示違反となります。</p> |
| <p>3-5 -2</p> | <p>(Q) 宿泊を伴う長距離貨物運送について、新告示第4条第1項第5号において、「ただし、(同項)第3号ただし書に該当する場合、当該1週間について2回に限り、休息期間を継続8時間とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。」と規定されていますが、例えば、往路の拘束時間を16時間まで延長し、宿泊時の休息期間を継続9時間以上としている場合には、当該一の運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与えないこととしてもよいのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示第4条第1項第5号ただし書中の「この場合」については、同号中の「第3号ただし書に該当する場合」、すなわち1日の最大拘束時間15時間を超えて16時間まで延長する場合を指しています。</p> <p>したがって、一の運行中に1日の拘束時間を16時間まで延長し、そ</p> |

| | | | | | | | |
|--------------|---|--------------|---------|--------------|-----|-----|-----|
| | <p>れに後続する休息期間を継続9時間以上とした場合も、当該一の運行終了後には必ず継続12時間以上の休息期間を与える必要があります。</p> | | | | | | |
| <p>3-6</p> | <p>(Q) 2日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいのでしょうか。</p> <p>① 特定日の始業時刻の24時間前から48時間 ② 特定日の前日の始業時刻から48時間</p> <hr/> <p>(A) 運転時間は、特定日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、特定日(N日)の運転時間と特定日の前日(N-1日)の運転時間との平均、特定日(N日)の運転時間と特定日の翌日(N+1日)の運転時間との平均のいずれもが9時間を超えた場合、初めて違反と判断されます。</p> <p>例えば、次の場合、設問の②のとおり、特定日の前日(N-1日)の始業時刻の10時から起算して48時間、特定日(N日)の始業時刻の11時から起算して48時間で1日当たりの運転時間の平均を計算し、いずれもが9時間を超えた場合、初めて改善基準告示違反と判断されます。</p> <p>例：特定日の前日(N-1日)が10時始業、特定日(N日)が11時始業の場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>特定日の前日の始業時刻(10時)から起算して48時間</p> <p>特定日の始業時刻(11時)から起算して48時間</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">特定日の前日(N-1日)</td> <td style="text-align: center;">特定日(N日)</td> <td style="text-align: center;">特定日の翌日(N+1日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B時間</td> <td style="text-align: center;">A時間</td> <td style="text-align: center;">C時間</td> </tr> </table> $\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$ <p>が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反</p> </div> | 特定日の前日(N-1日) | 特定日(N日) | 特定日の翌日(N+1日) | B時間 | A時間 | C時間 |
| 特定日の前日(N-1日) | 特定日(N日) | 特定日の翌日(N+1日) | | | | | |
| B時間 | A時間 | C時間 | | | | | |
| <p>3-7</p> | <p>(Q) 連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 連続運転時間は、4時間以内に「運転の中断」が合計30分を経過した時点で時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されることとなります。</p> | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| 3-8 | <p>(Q) 連続運転時間には、次の場合も、カウントするのでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合 ② サービスエリアなどの駐車の前待ちのため、走行、停車を繰り返し、少しずつ前に進む場合 <hr/> <p>(A) 連続運転時間とは、トラック運転者が連続して運転している時間であり、「運転の中断」に該当しない一時的な停車時間は連続運転時間となります。したがって、例えば、設問の①②の場合における停車時間は、あくまで走行中に一時的に停車している状態に過ぎず、すぐに車両を動かさなければならない状態のため、連続運転時間となります。</p> |
| 3-9 | <p>(Q) 「運転の中断」は、「原則として休憩」とありますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 休憩以外の中断（荷積み・荷卸し、荷待ち等）は認められないのでしょうか。 ② 休憩は、法第 34 条、就業規則において定める休憩とは別に与える必要があるのでしょうか。 ③ 「原則として休憩」とは、一の連続運転時間につき、休憩が全くとれていなくても、1か月当たり全体で見ると休憩がおおむね与えられている場合には違反とはならないのでしょうか。 <hr/> <p>(A)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「運転の中断」については、トラック運転者が運転の中断時に荷積み・荷卸し等の作業に従事することにより、十分な休憩が確保されない実態があるといったことを踏まえ、新告示において、運転の中断時には「原則として休憩」を与えるものとなりました。 したがって、運転の中断時に休憩を与えることができない実態にある場合には、運行計画を見直すこと等により、適切に休憩を与えるようにすることが使用者には要請されます。他方、業務の実態等を踏まえ、短期的には見直しが難しい等の特段の事情がある場合には、運転の中断時に必ず休憩を与えなければならないものではなく、例えば、荷積み・荷卸しや荷待ちを行ったとしても、改善基準告示違反となるものではありません。 ② 運転の中断時に休憩を与える場合は、当該休憩を法第 34 条の休憩時間に含めるか、別途休憩を与えるかは、事業場で定めるべき事項となります。事業場の勤務実態等に応じ、労使でよく話し合った上で、就業規則等で定めるようにしてください。ただし、使用者においては、法第 34 条の休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は少なくとも |

| | |
|------|---|
| | <p>45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間)を運転の中断時に休憩を与えるか否かにかかわらず適切に与える必要がありますので御留意ください。</p> <p>③ 「原則として休憩」を与えているかどうかについて、「1か月単位」等の一定の期間で判断するといった定めはありません。他方、例えば、「運転の中断」時に特段の事情なく休憩が全く確保されないような1か月間の運行計画を作成することは、「原則として休憩を与える」ものとは当然に認められないため、使用者においては、中断時に適切に休憩が確保されるような運行計画を作成することが要請されます。</p> |
| 3-10 | <p>(Q)「運転の中断」は、「1回おおむね連続10分以上、合計30分以上」とし、「10分未満の中断は3回以上連続しない」とありますが、</p> <p>① 例えば、「運転の中断」が、9分、9分、12分で合計30分といった中断も認められるのでしょうか。</p> <p>② 例えば、5分は「おおむね連続10分以上」となるのでしょうか。</p> <p>③ 例えば、道路の渋滞などにより、「運転の中断」が、9分、9分、9分、3分となった場合、どの時点が「運転の中断」と認められないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 旧告示において、「運転の中断」の下限時間を「連続10分以上」としていたところ、新告示において、これを「おおむね連続10分以上」としたのは、デジタル式運行記録計により細かな時間管理が可能になる中で、「運転の中断」の時間が「10分」にわずかに満たないことをもって直ちに改善基準告示違反とするのはトラック運転者の勤務実態等を踏まえたものではないという趣旨から見直したものです。「おおむね連続10分以上」とは、「運転の中断」は原則30分以上とする趣旨であり、例えば10分未満の「運転の中断」が3回以上連続する等の場合は、「おおむね連続10分以上」に該当しません。その上で、</p> <p>① 10分に満たない「運転の中断」があることをもって直ちに改善基準告示違反となるものではありません。</p> <p>② 5分は「おおむね連続10分以上」と乖離しているため、認められません。</p> <p>③ 下図1列目の場合、3回目の9分の中断の時点で10分に満たない「運転の中断」が3回以上連続しているため、認められません。したがって、前半の2回の9分については「運転の中断」が認められますが、3回目の9分は「運転の中断」とは認められません。この場合、12分の「運転の中断」を与える必要があります。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|-----|-----|-----|------|-----|-----|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| | <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ×3回目：10分未満の運転の中断が3回以上連続している ×4回目：おおむね連続10分以上と乖離している </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1時間</td><td>○9分</td><td>1時間</td><td>○9分</td><td>1時間</td><td>×9分</td><td>1時間</td><td>×3分</td></tr> <tr> <td>1時間</td><td>○9分</td><td>1時間</td><td>○9分</td><td>1時間</td><td>○10分</td><td>1時間</td><td>○9分</td></tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 合計30分以上の中断 </div> | | | | | | | | 1時間 | ○9分 | 1時間 | ○9分 | 1時間 | ×9分 | 1時間 | ×3分 | 1時間 | ○9分 | 1時間 | ○9分 | 1時間 | ○10分 | 1時間 | ○9分 |
| 1時間 | ○9分 | 1時間 | ○9分 | 1時間 | ×9分 | 1時間 | ×3分 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1時間 | ○9分 | 1時間 | ○9分 | 1時間 | ○10分 | 1時間 | ○9分 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-11 | <p>(Q) 連続運転時間について、「サービスエリア等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可」とありますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 30分延長をする場合の記録の方法について教えてください。 ② 「やむを得ず」とは何を指すのでしょうか。年末年始などの特定の時期や、大雨等の特定の事象にかかわらず、サービスエリア等に駐停車できない場合には30分延長できるということでしょうか。 ③ 1日何回まで延長できるのでしょうか。 ④ サービスエリア、パーキングエリア等は、高速道路にあるものに限られますか。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(A)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① デジタル式運行記録計の記録のほか、運転日報等における記録によります。 ② 新告示第4条第1項第7号ただし書は、サービスエリア等で運転を中断しようとしたものの、当該サービスエリア等が満車である等により駐停車できない場合の取扱いを定めたものであり、駐停車できない理由としては、サービスエリア等が満車である場合のほか、満車ではないものの車種に応じた駐車スペースが満車である場合が考えられます。 ③ 延長できるのは、一の連続運転時間につき1回限りです。なお、当該サービスエリアが常態的に混雑していることを知りながら、連続運転時間が4時間となるような運行計画をあらかじめ作成することは、当然に認められません。 ④ サービスエリア、パーキングエリア等には、コンビニエンスストア、ガステーション及び道の駅も含まれますが、これらの施設は高速道路に限らず、一般国道などに併設されているものも対象となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| 3-12 | <p>(Q) 宅配等小口集配業務に従事する自動車運転者については、連続運転時間の規制を受けないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 宅配等小口集配業務は、断続的に運転を中断して荷積み・荷卸しを繰り返すため、一の連続運転時間（4時間）当たり、30分の「運転の中断」が与えられることが一般的と考えられますが、このような勤務実態になく、連続して運転を行う場合には、一の連続運転時間（4時間）当たり30分の「運転の中断」を与える必要があります。</p> <p>また、新告示においては、運転の中断時に「原則として休憩」を与えることとされています。この取扱いについては、特に近・中距離の自動車運転者について運転の中断時の休憩が確保されない実態があることを踏まえたものであり、また、改善基準告示上も、特定の自動車運転者について連続運転時間の規制を適用除外する規定は設けられていないことから、宅配等小口集配業務に従事する自動車運転者についても連続運転時間の規制は適用されます。</p> |
| 3-13 | <p>(Q) トラック運転者等の休息期間は、当該トラック運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所の休息期間より長くなるよう努めるものとありますが、どういう意味でしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 長距離貨物運送の場合、運行の中継地や目的地において休息期間を過ごすことがあります。休息期間の配分においてはトラック運転者の疲労の蓄積を防ぐ観点から、当該運転者の住所地（生活の本拠地）における休息期間が、それ以外の場所における休息期間よりも長くなるよう努める必要があります。</p> |
| 3-14 | <p>(Q) 「予期し得ない事象への対応時間」について、具体的にこういった時間が該当するか教えてください。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」の取扱いは、自動車運転者が災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合において、その対応に要した時間についての1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間の例外的な取扱いを定めたものです。</p> <p>「予期し得ない事象への対応時間」に該当するか否かの考え方は、それぞれの事象に応じ、次のとおりです。</p> <p>① 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと</p> |

- ・ 例えば、運転中に乗務している車両が予期せず故障したことに伴い、修理会社等に連絡して待機する時間、レッカー車等で修理会社等に移動する時間及び修理中の時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。
- ・ ただし、例えば、上記対応に伴い、別の運転者が出勤を命じられ、勤務する場合における当該運転者の勤務時間は該当しません。

② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと

- ・ 例えば、運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したことに伴い、フェリーの駐車場で待機する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。
- ・ また、フェリー欠航に伴い、急きょ陸路等で移動する場合、陸路での移動時間がフェリー運航時間とおおむね同程度である等、経路変更が合理的であると認められるときは、当該移動時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。

③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと

- ・ 例えば、前方を走行する車の衝突事故により発生した渋滞に巻き込まれた時間、地震や河川氾濫に伴う道路の封鎖、道路の渋滞等に巻き込まれた時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。
- ・ ただし、例えば、災害や事故の発生を伴わない自然渋滞（商業施設や大型イベントの開催、お盆休み等の帰省ラッシュ等、単なる交通集中等）に巻き込まれた時間、相当程度遠方の事故渋滞の情報に基づき迂回する時間^(※)、鉄道事故等による振替輸送・代行輸送等に要した時間は該当しません。

(※) 例えば、長野（飯田）から東京（高井戸）に運行中、現地点から約2時間20分先の中央道上り相模湖IC付近で事故が発生し、1時間程度で事故渋滞が解消される見込みであるにもかかわらず、一般道に迂回し、通常約3時間の行程について、約6時間30分を要した場合

④ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと

- ・ 例えば、運転前に大雪警報が発表されていたものの、まもなく解除が見込まれていたため、運転を開始したが、運転開始後も大雪警

| | |
|------|---|
| | <p>報が解除されず、結果として運転中に正常な運行が困難となった場合には、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、例えば、異常気象であっても警報が発表されない場合における対応時間は該当しません。 <p>そのほか、運転中に自動車運転者が同乗者の急病対応を行う場合や犯罪に巻き込まれた場合は、停車せざるを得ず、道路の封鎖又は渋滞につながると考えられることから、③運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したことに該当するものとして取り扱います。例えば、同乗者の急病への対応時間、トラック運転者が犯罪に巻き込まれた場合における警察等への対応時間等については、「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> |
| 3-15 | <p>(Q) 例えば、トラック運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにトラック運転者Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、トラック運転者Bの運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができる時間は、運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られますので、代行者のトラック運転者Bが対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。</p> |
| 3-16 | <p>(Q)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予期し得ない事象について、「運転中に」という限定がありますが、運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合、対象とならないのでしょうか。 ② 異常気象についても、運転中に警報に遭遇しない限り同様の取扱いとなるのでしょうか。 <hr/> <p>(A)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運転前にあらかじめ当該事象が発生している場合には、たとえ運転開始前の車両点検中であつたとしても、事象が既に発生しているため「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。ただし、例えば、運転開始後、休憩中に予期し得ない事象に遭遇し、その対応に要した時間は、「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 |

| | |
|------|---|
| | <p>② 一方、異常気象（警報発表時）については、運転前に異常気象の警報が発表されていたものの、その時点では正常な運行が困難とは想定されず、運転開始後に初めて正常な運行が困難となった場合、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> |
| 3-17 | <p>(Q) 例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」に関する取扱いは、トラック運転者に係る1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間の例外的な取扱いとなるので、1か月の拘束時間の計算については、除くことができません。</p> <p>1か月の最終日に予期し得ない事象が発生したことにより、1か月の拘束時間の上限を超えることのないよう、余裕をもった運行計画を毎月作成することが望ましいです。</p> |
| 3-18 | <p>(Q) 予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」については、「運転日報上の記録」に加え、「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」によって、当該事象が発生した日時等を客観的に確認することが必要です。</p> <p>客観的な記録とは、例えば次のような資料が考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等 ② フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し ③ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因を特定できるもの） ④ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し <p>ただし、当該事象について、遅延の原因となった個々の対応時間の特定が困難な場合には、当該事象に遭遇した勤務を含めた実際の拘束時間や運転時間</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>－運行計画上の拘束時間や運転時間 ＝当該事象への対応時間</p> <p>として、一勤務を通じた当該事象への対応時間を算出することも可能です。この場合には、上記①～④の「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」が必要ですが、やむを得ず客観的な記録が得られない場合には、「運転日報上の記録」に加え、当該事象によって生じた遅延に係る具体的な状況をできる限り詳しく運転日報に記載しておく必要があります。例えば「予期し得ない事象」が運転中の災害や事故に伴う道路渋滞に巻き込まれた区間や走行の時間帯等を運転日報に記載しておく必要があります。</p> |
| 3-19 | <p>(Q) 分割休息特例について、「業務の必要上やむを得ない場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の睡眠時間の確保による疲労回復の観点から、継続した休息期間を確保することが重要であり、休息期間を分割することは本来好ましいものではなく、できる限り避けるべきものとされていることに十分留意することが必要です。「業務の必要上やむを得ない場合」とは、例えば、出発直前に荷主から着時刻の変更の申出があり、休息期間を分割せざるを得なくなった場合等がこれに該当します。</p> |
| 3-20 | <p>(Q) 分割休息特例について、例えば、2分割の場合に3時間＋7時間、3分割の場合に3時間＋4時間＋5時間といった分割は認められますか。また4分割以上の休息が認められる場合はありますか。</p> <hr/> <p>(A) トラックの分割休息特例については、次の表に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間（1か月を限度とする）における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。</p> <p>例えば、2分割の場合に3時間＋7時間、3分割の場合に3時間＋4時間＋5時間といった分割も認められます。ただし、3分割を超える分割は、どのような場合においても認められません。</p> |

| | | |
|--------|--|--|
| | | <p>休息期間を分割できる要件</p> <p>(ア) 分割された休息期間は、1回当たり「継続3時間以上」とし、2分割又は3分割とすること</p> <p>(イ) 1日において、2分割の場合は「合計10時間以上」、3分割の場合は「合計12時間以上」の休息期間を与えなければならないこと</p> <p>(ウ) 休息期間を3分割する日が連続しないよう努めること</p> |
| 3-20-2 | (Q) 分割休息特例について、休息期間の合計時間数は、始業時刻から起算して24時間以内に与える必要がありますか。 | <p>(A) 分割休息特例については、「1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えなければならない」と規定されています。</p> <p>改善基準告示の1日は、始業時刻から起算して24時間をいうものであり、始業時刻から24時間以内に当該休息期間を与えることが必要です。この考え方については、従前から変更はありません。</p> |
| 3-21 | (Q) 分割休息特例について、「一定期間（1か月程度）における全勤務回数 の2分の1を限度」とありますが、 ① 例えば、1/1を起算日とした場合、1/1～12/31までの間、3/1～3/31 の1か月しか利用できないということでしょうか。 ② 例えば、3/1～3/31までの所定勤務回数における2分の1を限度に 計算すればよいのでしょうか。それとも実勤務回数における2分の1を 限度に計算すればよいのでしょうか。 ③ 1日に2回の勤務がある場合、どのように計算すればよいでしょう か。 | <p>(A)</p> <p>① 一定期間（1か月程度）は、1か月程度ごとに全勤務回数の2分の1が限度となることを定めたものであり、1年間において、特定の1か月に限定して分割休息を認めるものではありません。</p> <p>② 所定勤務回数で計算することとなります。例えば、3/1～3/31の間、所定勤務回数が20日間のところ、実際の勤務回数（始業時刻から起算して、次の休息期間が到来するまでの間を1回）が10回の場合、所定勤務回数20日間の2分の1を限度（10回まで）に分割休息を与えることができます。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|------------|----------------|---|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|------------|----------------|---|----------|-------------|--------------|
| | <p>③ 一の拘束時間と通常の休息期間（分割休息の場合は合計値）をもって1回の勤務を計算することとなります。したがって、例えば、次のような勤務の場合、勤務回数は1回ではなく2回で計算することとなります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">6:00～13:00</td> <td style="padding: 2px;">7時間拘束（勤務回数1回目）</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">分割休息合計 10 時間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">13:00～18:00</td> <td style="padding: 2px;">5時間休息（分割休息）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">18:00～23:00</td> <td style="padding: 2px;">5時間拘束（勤務回数1回目）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">23:00～ 4:00</td> <td style="padding: 2px;">5時間休息（分割休息）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4:00～12:00</td> <td style="padding: 2px;">8時間拘束（勤務回数2回目）</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">通常の休息9時間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">12:00～ 9:00</td> <td style="padding: 2px;">9時間休息（通常の休息）</td> </tr> </table> | 6:00～13:00 | 7時間拘束（勤務回数1回目） | } | 分割休息合計 10 時間 | 13:00～18:00 | 5時間休息（分割休息） | 18:00～23:00 | 5時間拘束（勤務回数1回目） | 23:00～ 4:00 | 5時間休息（分割休息） | 4:00～12:00 | 8時間拘束（勤務回数2回目） | } | 通常の休息9時間 | 12:00～ 9:00 | 9時間休息（通常の休息） |
| 6:00～13:00 | 7時間拘束（勤務回数1回目） | } | 分割休息合計 10 時間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13:00～18:00 | 5時間休息（分割休息） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18:00～23:00 | 5時間拘束（勤務回数1回目） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23:00～ 4:00 | 5時間休息（分割休息） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4:00～12:00 | 8時間拘束（勤務回数2回目） | } | 通常の休息9時間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12:00～ 9:00 | 9時間休息（通常の休息） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-22 | <p>(Q) 2人乗務特例について、</p> <p>① 運転者が運転している間、もう一人が座席や車両内ベッドで仮眠することは認められるのでしょうか。</p> <p>② その場合、仮眠している時間は休息期間として認められるのでしょうか。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(A)</p> <p>① 走行中の座席や車両内ベッドの利用に当たっては、関係法令の趣旨を踏まえ、安全な乗車を確保できるようにする必要があります。特に、トラックの2人乗務特例において拘束時間を一定の要件の下 24 時間まで延長できるとしたのは馬匹輸送（競走馬輸送）におけるトラックの運行実態等を踏まえたものです。したがって、例えば、運転席の上部に車両内ベッドが設けられている場合等、当該車両内ベッドにおいて安全な乗車が確保できない場合には、2人乗務において使用することは当然に認められません。</p> <p>② 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいいます。勤務と次の勤務との間にあつて、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間であり、休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なる性格を有するものです。したがって、仮眠時間は休息期間には該当しないため、拘束時間として計算する必要があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-23 | <p>(Q) 2人乗務特例について、勤務終了後、「継続 11 時間以上の休息期間を与える」とありますが、一の運行の途中ではなく、帰庫後に継続 11 時間以上の休息期間を与えれば良いのでしょうか。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

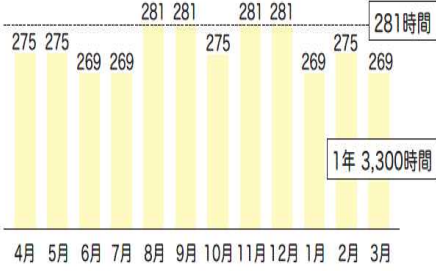
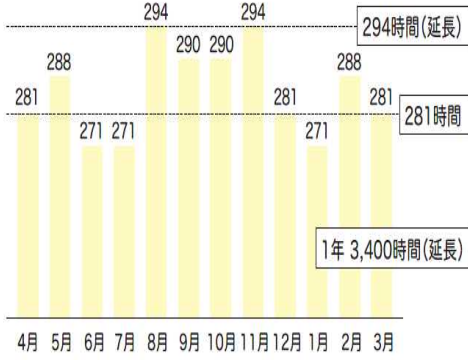
| | |
|------|--|
| | <p>(A) 2人乗務特例について、勤務終了後、「継続 11 時間以上の休息期間を与える」とあるのは、一の運行終了後（帰庫後）、継続 11 時間以上の休息期間を与える必要があります。</p> |
| 3-24 | <p>(Q) 2人乗務特例の仮眠 8 時間について、分割して与えることはできますか。</p> <hr/> <p>(A) 2人乗務特例について、次の要件を全て満たす場合には拘束時間を 28 時間まで延長することができますが、その間の仮眠時間については分割して与えることができます。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 車両ベッドが一定の要件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ 198 センチ以上、かつ幅 80 センチ以上の連続した平面であること ・ クッション材等により走行中の路面からの衝撃が緩和されるものであること b 勤務終了後、継続 11 時間以上の休息期間を与える場合 c 8 時間以上の仮眠時間を与える場合 |
| 3-25 | <p>(Q) フェリー特例について、「乗船中の時間は原則として休息期間」とありますが、例えば、乗船中に運転日報を記載する時間、車両を船内駐車場に停車する時間は休息期間となりますか。また、例えば 1 時間の乗船であっても休息期間となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 乗船中に運転日報を記載する時間や、車両を移動する時間は労働時間となるため、フェリー乗船中であっても休息期間とは認められません。また、フェリー乗船時間は 1 時間であっても、自動車運転者を拘束している状態になれば、休息期間となります。</p> |
| 3-26 | <p>(Q) フェリー特例について、リセットされるタイミング、すなわち次の勤務を開始する始点を教えてください。</p> <p>また、下船後の休息期間が始業時刻から起算して 24 時間を超えても違反にはならないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 施行通達記第 2 の 4 (8) エにより、トラック運転者については、フェリーの乗船時間が 8 時間（2人乗務の場合には 4 時間、隔日勤務の場合</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>には 20 時間) を超える場合には、「原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される」とされていますが、例えばフェリー乗船時間が 8 時間である場合、通常、これを休息期間 (下限 9 時間) から減算しても 1 時間が残るため、別途 1 時間以上の休息期間を確保した上で、その休息期間が終了した時点で、次の勤務が開始されることとなります。</p> <p>なお、フェリー下船後に休息期間を与えた場合において、その休息期間が終了する時点が始業時刻から起算して 24 時間を超えたとしても、改善基準告示違反とはなりません。</p> |
| 3-27 | <p>(Q) 自動車運転の業務に関する休日の考え方は、休息期間に 24 時間を加算して得た連続した時間とされていますが、休日を連続で 2 日与える場合には、33 時間空ければよいのでしょうか。</p> <p>1 日目：休息期間 9 時間 2 日目：法定休日 24 時間 3 日目：所定休日</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の休日は、休息期間に 24 時間を加算して得た連続した時間とされており、その時間が 30 時間を下回ってはなりません。</p> <p>通常勤務の場合は継続 33 時間 (9 時間+24 時間)、隔日勤務の場合は継続 44 時間 (20 時間+24 時間) を下回ることがないようにする必要があります。</p> <p>したがって、上記の場合、1 日目の休息期間 9 時間と 2 日目の法定休日を合わせて継続 33 時間が確保されていれば、休日を与えたこととなります。</p> <p>なお、所定休日 (3 日目) については事業場の就業規則等に基づいて与えることが必要です。</p> |
| 3-28 | <p>(Q) 自動車運転者の休日の取扱いについて、法定休日とそれ以外の休日では区別はあるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の休日労働の回数は、2 週間について 1 回が限度とされていますが、ここでいう休日労働とは、原則、毎週少なくとも 1 回与えなければならないとされている法第 35 条の休日 (いわゆる法定休日) に労働させることをいいます。</p> <p>また、自動車運転者の休日は、休息期間に 24 時間を加算して得た連続した時間とされており、その時間が 30 時間を下回ってはならないこととされていますが、この取扱いについても、同様に、法第 35 条の休</p> |

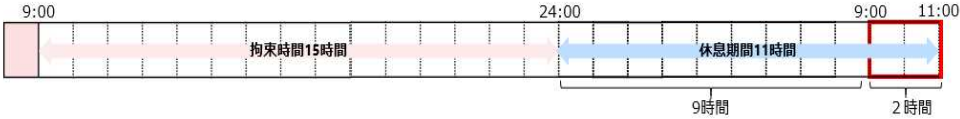
日の取扱いを示したものです。

一方、週1回を超えて確保されている休日についてはこの限りではありません。こうした休日の考え方については、従前から変更はありません。

4 バス運転者の拘束時間等（第5条関係）

| 番号 | 質問内容 |
|-------|---|
| 4-1 | <p>(Q) 労使協定を締結しない場合、1か月の拘束時間を281時間以内としても、1年3,300時間を超えることは認められないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間を全て上限値（281時間×12か月）とすると、年の拘束時間が3,300時間を超えるため、認められません。</p> <p>(図)【原則】1年及び1か月の拘束時間</p>  <p>(図)【例外】1年及び1か月の拘束時間</p>  |
| 4-1-2 | <p>(Q) バス運転者の1か月及び1年の拘束時間の延長について、毎年4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする労使協定を締結する場合、当該労使協定において、12月から3月までの1か月の拘束時間について、4か月連続して281時間を超えて294時間まで延長した後、翌年度となる4月以降の労使協定を締結して、4月についても1か月281時間を超えて拘束時間を延長することは認められるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間については、これを労使協定により延長する場合においても、281時間を超える月が4か月を超えて連続しないものとされています。これは、拘束時間の長い勤務が長期間連続して行われることによる疲労の蓄積を防ぐ観点から設けられたものであり、当該連続する期間が労使協定の期間内であるか否かにかかわらずのものです。</p> <p>したがって、設問の場合であっても、4月の拘束時間について1か月281時間を超えて延長することは認められません。</p> <p>なお、4週平均1週の拘束時間が65時間を超える週が16週間を超えて連続しないことについても同様です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 4-2 | <p>(Q) 施行通達記第2の5(1)に「1か月及び1年」、「4週平均1週及び52週」のいずれかの拘束時間の基準を選択することができるとありますが、選択する場合、変更する場合の留意点を教えてください。また、事業場単位ではなく、労働者単位で選択すること、管理期間と協定の期間を変えることは可能でしょうか。</p> <hr/> <p>(A) バス運転者の拘束時間については、「1か月及び1年」、「4週平均1週及び52週」のいずれかの基準を選択することができます。いずれの基準を採用するかは、あらかじめ、起算日と併せて、事業場の就業規則や労使協定等で定めておくことが望ましいです。また、変更することや、労働者単位での設定、管理期間と協定の期間を変えることも可能ですが、同じく事業場の就業規則や労使協定で定めておくことが望ましいです。</p> |
| 4-3 | <p>(Q) 「一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者」とは、どのような運転者ですか。また、その内容について具体的に労使協定に明記する必要がありますか。</p> <hr/> <p>(A) 例えば、乗合バス営業所において、通常のダイヤとは別便で、花火大会等の臨時便を走行するドライバー等、季節的な業務の繁忙に対応する運転者が、これに該当します。 当該運転者に関して拘束時間等を延長する場合は、労使協定において記載する必要があります。</p> |
| 4-4 | <p>(Q) 高速バス・貸切バスの高速道路等の実車運行区間の連続運転時間は、「おおむね2時間」までとするよう努めるとありますが、例えば、高速道路を1時間40分走行し、高速道路を降りた後に一般道を2時間20分走行した場合、連続運転時間は合計4時間となりますが、認められるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 設問の場合、高速道路の連続運転時間は1時間40分で2時間を超えていないため、連続運転時間の基準の範囲内となります。ただし、合計4時間の連続運転を行っていますので、1回が連続10分以上で、かつ合計して30分以上の運転の中断が必要です。なお、貸切バスが、夜間に長距離の運行を行う場合は、高速道路以外の区間における運転時間も含めて「おおむね2時間まで」とするよう努めることになるので、御留意ください。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>4-5</p> | <p>(Q) 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 休息期間について、始業時刻から起算して24時間以内に終了するよう与える必要はありません。</p> <p>例えば、9時始業の場合、拘束時間の上限は15時間なので、24時までで終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし9時間を下回らない」時間であればよく、9時間を超えて休息期間を与えたことによって、1日の始業時刻から起算して24時間以内に11時間の休息期間を収める必要はありません。</p>  <p>一方、拘束時間の計算に当たっては、1日の始業時刻から起算して24時間以内に、1日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。</p> <p>また、休息期間の計算に当たっては、終業後に1日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。</p> |
| <p>4-6</p> | <p>(Q) 例えば、バス運転者Aが次のような運行をした場合、改善基準告示違反となるでしょうか。また、この場合において、1日の拘束時間、休息期間をどのように計算すれば良いでしょうか。</p> <p>(1日目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6:00~10:00 バス4時間運転 (朝のラッシュ対応) ・ 10:00~19:00 帰宅 (9時間) ・ 19:00~24:00 バス5時間運転 (夜のラッシュ対応) ・ 24:00~3:00 帰宅 (3時間) <p>(2日目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3:00~12:00 バス9時間運転 (朝のラッシュ対応) ・ 12:00~ 帰宅 <hr/> <p>(A) 拘束時間、休息期間に該当するかはあくまで実態判断となりますが、1日目の10時~19時の9時間について、帰宅も自由である等、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられ、使用者の拘束を受けていない</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>場合には、休息期間として認められます。したがって、次の始業時刻は1日目の19時からとなります。ただし、1日目の24時～3時は帰宅している状態にあっても、休息期間の最低時間数（分割休息の場合4時間）を満たしていないことから、単なる休憩時間であり、休息期間とは認められません。したがって、2勤務目の19時～翌12時までは17時間拘束となり、改善基準告示違反となります。</p> <p>（1勤務目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6：00～10：00 バス4時間運転（朝のラッシュ対応） ・ 10：00～19：00 帰宅（9時間） <p>（2勤務目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19：00～24：00 バス5時間運転（夜のラッシュ対応） ・ 24：00～3：00 帰宅（3時間） ・ 3：00～12：00 バス9時間運転（朝のラッシュ対応） ・ 12：00～ 帰宅 <p style="text-align: right;">} 17時間拘束 ×</p> |
| 4-7 | <p>（Q）2日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいのでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定日の始業時刻の24時間前から48時間 ② 特定日の前日の始業時刻から48時間 <hr/> <p>（A）運転時間は、特定日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、特定日（N日）の運転時間と特定日の前日（N-1日）の運転時間との平均、特定日（N日）の運転時間と特定日の翌日（N+1日）の運転時間との平均のいずれもが9時間を超えた場合、初めて違反と判断されます。</p> <p>例えば、次の場合、設問の②のとおり、特定日の前日（N-1日）の始業時刻の10時から起算して48時間、特定日（N日）の始業時刻の11時から起算して48時間で1日当たりの運転時間の平均を計算し、いずれもが9時間を超えた場合、初めて改善基準告示違反と判断されます。</p> |

例：特定日の前日（N-1日）が10時始業、特定日（N日）が11時始業の場合

特定日の前日の始業時刻（10時）から起算して48時間

特定日の始業時刻（11時）から起算して48時間

| | | |
|--------------|---------|--------------|
| 特定日の前日(N-1日) | 特定日(N日) | 特定日の翌日(N+1日) |
| B時間 | A時間 | C時間 |

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反

4-8 (Q) 連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。

(A) 連続運転時間は、4時間以内に「運転の中断」が合計30分を経過した時点で時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されることとなります。

4-9 (Q) 連続運転時間には、次の場合も、カウントするのでしょうか。
 ① 渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合
 ② サービスエリアなどの駐車場の順番待ちのため、走行、停車を繰り返し少しずつ前に進む場合

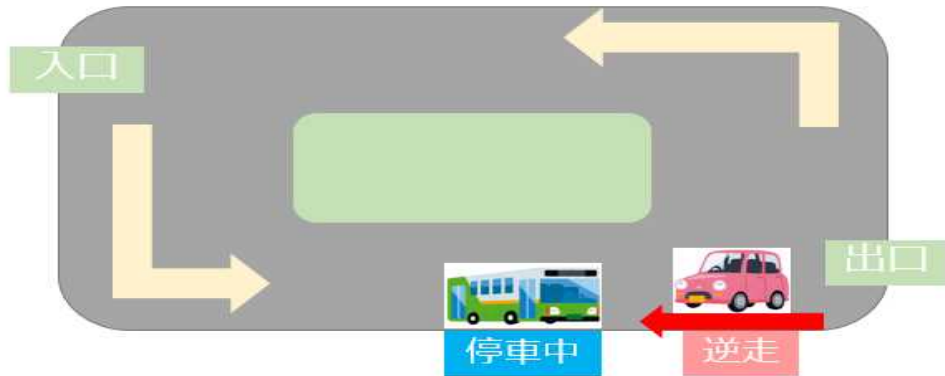
(A) 連続運転時間とは、バス運転者が連続して運転している時間であり、「運転の中断」に該当しない一時的な停車時間は連続運転時間となります。したがって、例えば、設問の①②の場合における停車時間は、あくまで走行中に一時的に停車している状態に過ぎず、すぐに車両を動かさなければならない状態のため、連続運転時間となります。

4-10 (Q) 「軽微な移動」の取扱いについて、
 ① 救急車などの緊急通行車両以外の通行は認められないのでしょうか。
 ② 「軽微な移動」の距離や場所の制限はありますか。
 ③ 「軽微な移動」を行った場合の連続運転時間がリセットされるタイミングを教えてください。

④ 記録とは、具体的にどのようなものが認められるでしょうか。

(A) 交通の円滑を図るため、駐停車した自動車を予定された場所から移動させる必要が生じたことにより運転した時間については、当該必要が生じたことに関する記録がある場合に限り、「30分」を上限として、連続運転時間から除くことができます。

① 原則として救急車、消防車、パトカーなどの緊急通行車両以外の通行は認められませんが、そのほか、例えば、駅前ロータリーの一方通行路に一般車両が逆走して侵入し、車両が向かい合った状態で、どちらか一方が後退せざるを得ない等、他の車両が移動せざるを得ないような特殊な事情がある場合には、交通の円滑を図るため駐停車した自動車を予定された場所から移動させることになるので、「軽微な移動」の対象となります。



② 一の連続運転時間につき、30分が上限となりますが、「軽微な移動」の距離や場所等の制限はありません。

③ 連続運転時間の計算は、「軽微な移動」を行った場合においても、これを行っていない場合と同様、「運転の中断」が30分を経過した時点でリセットされます。

④ 「当該必要が生じたことに関する記録」とは、「移動前後の場所」、「移動が必要となった理由」、「移動に要したおおむねの時間数」等の当該移動の事実を、運転日報上の記録等により確認できる場合をいいます。

4-11

(Q) バス運転者等の休息期間は、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所の休息期間より長くなるよう努めるものがありますが、どういう意味でしょうか。

(A) 貸切バスに乗務する者の場合、運行の中継地や目的地において休息期

| | |
|------|--|
| | <p>間を過ごすことがあります。休息期間の配分においては貸切バス運転者の疲労の蓄積を防ぐ観点から、当該運転者の住所地（生活の本拠地）における休息期間が、それ以外の場所における休息期間よりも長くなるよう努める必要があります。</p> |
| 4-12 | <p>(Q)「予期し得ない事象への対応時間」について、具体的にどういった時間が該当するか教えてください。</p> <hr/> <p>(A)「予期し得ない事象への対応時間」の取扱いは、自動車運転者が災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合において、その対応に要した時間についての1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間の例外的な取扱いを定めたものです。</p> <p>「予期し得ない事象への対応時間」に該当するか否かの考え方は、それぞれの事象に応じ、次のとおりです。</p> <p>① <u>運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、運転中に乗務している車両が予期せず故障したことに伴い、修理会社等に連絡して待機する時間、レッカー車等で修理会社等に移動する時間及び修理中の時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 ・ ただし、例えば、上記対応に伴い、別の運転者が出勤を命じられ、勤務する場合における当該運転者の勤務時間は該当しません。 <p>② <u>運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したことに伴い、フェリーの駐車場で待機する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 ・ また、フェリー欠航に伴い、急きょ陸路等で移動する場合、陸路での移動時間がフェリー運航時間とおおむね同程度である等、経路変更が合理的であると認められるときは、当該移動時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 <p>③ <u>運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、前方を走行する車の衝突事故により発生した渋滞に巻き込まれた時間、地震や河川氾濫に伴う道路の封鎖、道路の渋滞等に巻き込まれた時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 |

| | |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、例えば、災害や事故の発生を伴わない自然渋滞（商業施設や大型イベントの開催、お盆休み等の帰省ラッシュ等、単なる交通集中等）に巻き込まれた時間、相当程度遠方の事故渋滞の情報に基づき迂回する時間^(※)、鉄道事故等による振替輸送・代行輸送等に要した時間は該当しません。 (※) 例えば、長野（飯田）から東京（高井戸）に運行中、現地点から約2時間20分先の中央道上り相模湖IC付近で事故が発生し、1時間程度で事故渋滞が解消される見込みであるにもかかわらず、一般道に迂回し、通常約3時間の行程について、約6時間30分を要した場合 <p>④ <u>異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、運転前に大雪警報が発表されていたものの、まもなく解除が見込まれていたため、運転を開始したが、運転開始後も大雪警報が解除されず、結果として運転中に正常な運行が困難となった場合には、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。 ・ ただし、例えば、異常気象であっても警報が発表されない場合における対応時間は該当しません。 <p>そのほか、運転中に自動車運転者が乗客の急病対応を行う場合や犯罪に巻き込まれた場合は、停車せざるを得ず、道路の封鎖又は渋滞につながると考えられることから、③運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したことに該当するものとして取り扱います。例えば、乗客の急病への対応時間、バス運転者が犯罪に巻き込まれた場合における警察等への対応時間等については、「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> |
| 4-13 | <p>(Q) 例えば、バス運転者Aが運転する車両が予期せず故障し、代わりにバス運転者Bが急きょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、バス運転者Bの運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができる時間は、運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られますので、代行者のバス運転者Bが対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に</p> |

| | |
|------|--|
| | は該当しません。 |
| 4-14 | <p>(Q)</p> <p>① 予期し得ない事象について、「運転中に」という限定がありますが、運転直前に車両の点検をしている最中に予期し得ない事象が発生した場合、対象とならないのでしょうか。</p> <p>② 異常気象についても、運転中に警報に遭遇しない限り同様の取扱いとなるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A)</p> <p>① 運転前にあらかじめ当該事象が発生している場合には、たとえ運転開始前の車両点検中であつたとしても、事象が既に発生しているため「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。ただし、例えば、運転開始後、休憩中に予期し得ない事象に遭遇し、その対応に要した時間は、「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> <p>② 一方、異常気象（警報発表時）については、運転前に異常気象の警報が発表されていたものの、その時点では正常な運行が困難とは想定されず、運転開始後に初めて正常な運行が困難となった場合、その対応に要した時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当します。</p> |
| 4-15 | <p>(Q) 例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」に関する取扱いは、バス運転者に係る1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間の例外的な取扱いとなるので、1か月の拘束時間の計算については、除くことができません。</p> <p>1か月の最終日に予期し得ない事象が発生したことにより、1か月の拘束時間の上限を超えることのないよう、余裕をもった運行計画を毎月作成することが望ましいです。</p> |
| 4-16 | <p>(Q) 予期し得ない事象について、客観的な記録とは具体的にどのようなものなのでしょうか。また、時間の特定が困難で客観的な記録がない場合等の取扱いについて教えてください。</p> <hr/> <p>(A) 「予期し得ない事象への対応時間」については、「運転日報上の記録」</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>に加え、「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」によって、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できることが必要です。 客観的な記録とは、例えば次のような資料が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等 ② フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し ③ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因を特定できるもの） ④ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し <p>ただし、当該事象について、遅延の原因となった個々の対応時間の特定が困難な場合には、 当該事象に遭遇した勤務を含めた実際の拘束時間や運転時間 －運行計画上の拘束時間や運転時間 ＝当該事象への対応時間 として、一勤務を通じた当該事象への対応時間を算出することも可能です。この場合には、上記①～④の「予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料」が必要ですが、やむを得ず客観的な記録が得られない場合には、「運転日報上の記録」に加え、当該事象によって生じた遅延に係る具体的な状況をできる限り詳しく運転日報に記載しておく必要があります。例えば「予期し得ない事象」が運転中の災害や事故に伴う道路渋滞に巻き込まれた区間や走行の時間帯等を運転日報に記載しておく必要があります。</p> |
| 4-17 | <p>(Q) 分割休息特例について、「業務の必要上やむを得ない場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の睡眠時間の確保による疲労回復の観点から、継続した休息期間を確保することが重要であり、休息期間を分割することは本来好ましいものではなく、できる限り避けるべきものとされていることに十分留意することが必要です。「業務の必要上やむを得ない場合」とは、例えば、貸切バスにおいて突然ツアー客の都合により出発時刻が変わったこと、臨時的に運行している乗合バスにおいて混雑状況などから臨時に増便せざるを得なくなったことにより、休息期間を分割せざるを得なくなった場合等がこれに該当します。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>なお、貸切バスのみならず、乗合バスについても、分割休息の要件を満たす場合には、特例を利用することができます。</p> |
| 4-17-2 | <p>(Q) 分割休息特例について、休息期間の合計時間数は、始業時刻から起算して24時間以内に与える必要がありますか。</p> <hr/> <p>(A) 分割休息特例については、「分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計11時間以上でなければならない」と規定されています。</p> <p>改善基準告示の1日は、始業時刻から起算して24時間をいうものであり、始業時刻から24時間以内に当該休息期間を与えることが必要です。この考え方については、従前から変更はありません。</p> |
| 4-18 | <p>(Q) 分割休息特例について、「一定期間（1か月）における全勤務回数$\frac{2}{3}$を限度」とありますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 例えば、1/1を起算日とした場合、1/1～12/31までの間、3/1～3/31の1か月しか利用できないということでしょうか。 ② 例えば、3/1～3/31までの所定勤務回数における$\frac{2}{3}$を限度に計算すればよいのでしょうか。それとも実勤務回数における$\frac{2}{3}$を限度に計算すればよいのでしょうか。 ③ 1日に2回の勤務がある場合、どのように計算すればよいのでしょうか。 <hr/> <p>(A)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一定期間（1か月）は、1か月ごとに全勤務回数$\frac{2}{3}$が限度となることを定めたものであり、1年間において、特定の1か月に限定して分割休息を認めるものではありません。 ② 所定勤務回数で計算することとなります。例えば、3/1～3/31の間、所定勤務回数が20日間のところ、実際の勤務回数（始業時刻から起算して、次の休息期間が到来するまでの間を1回）が10回の場合、所定勤務回数20日間の$\frac{2}{3}$を限度（10回まで）に分割休息を与えることができます。 ③ 一の拘束時間と通常の休息期間（分割休息の場合は合計値）をもって1回の勤務を計算することとなります。したがって、例えば、次のような勤務の場合、勤務回数は1回ではなく2回で計算することとなります。 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---------------------------|---|--------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|---|----------|--------------------------|
| | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">6:00～13:00 7時間拘束（勤務回数1回目）</td> <td rowspan="4" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="width: 35%; padding-left: 10px; vertical-align: middle;">分割休息合計 11 時間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">13:00～18:00 5時間休息（分割休息）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">18:00～23:00 5時間拘束（勤務回数1回目）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">23:00～ 5:00 6時間休息（分割休息）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5:00～12:00 7時間拘束（勤務回数2回目）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px; vertical-align: middle;">通常の休息9時間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">12:00～ 9:00 9時間休息（通常の休息）</td> </tr> </table> | 6:00～13:00 7時間拘束（勤務回数1回目） | } | 分割休息合計 11 時間 | 13:00～18:00 5時間休息（分割休息） | 18:00～23:00 5時間拘束（勤務回数1回目） | 23:00～ 5:00 6時間休息（分割休息） | 5:00～12:00 7時間拘束（勤務回数2回目） | } | 通常の休息9時間 | 12:00～ 9:00 9時間休息（通常の休息） |
| 6:00～13:00 7時間拘束（勤務回数1回目） | } | 分割休息合計 11 時間 | | | | | | | | | |
| 13:00～18:00 5時間休息（分割休息） | | | | | | | | | | | |
| 18:00～23:00 5時間拘束（勤務回数1回目） | | | | | | | | | | | |
| 23:00～ 5:00 6時間休息（分割休息） | | | | | | | | | | | |
| 5:00～12:00 7時間拘束（勤務回数2回目） | } | 通常の休息9時間 | | | | | | | | | |
| 12:00～ 9:00 9時間休息（通常の休息） | | | | | | | | | | | |
| 4-19 | <p>（Q）2人乗務特例について、</p> <p>① 運転者が運転している間、もう一人が座席や車両内ベッドで仮眠することは認められるのでしょうか。</p> <p>② その場合、仮眠している時間は休息期間として認められるのでしょうか。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（A）</p> <p>① 走行中の座席や車両内ベッドの利用にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえ、安全な乗車を確保できるようにする必要があります。したがって、当該車両内ベッドにおいて安全な乗車が確保できない場合には、2人乗務において使用することは当然に認められません。</p> <p>② 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいいます。勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間であり、休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なる性格を有するものです。したがって、仮眠時間は休息期間には該当しないため、拘束時間として計算する必要があります。</p> | | | | | | | | | | |
| 4-20 | <p>（Q）「車両内に身体を伸ばして休息できる設備」とありますが、添乗員や乗客と同じ座席を交互に利用すること等は可能でしょうか。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（A）車両内に身体を伸ばして休息できる設備とは、運転席や乗客用のリクライニングシートの座席、車両内ベッドが該当します。</p> <p>リクライニングシートの場合、当該運行において、交替運転者用の専用座席を確保する必要があります。添乗員や乗客と交互に座席を使用することが可能な場合等は、交替運転者が十分な休息を確保できないため、専用の座席とは認められません。例えば、東京発、名古屋経由で大阪着の貸切バスが、名古屋駅で乗客の乗車に伴い、交替運転者に座席を移動してもらう等の場合、交替運転者が十分な休息を確保できないため、一</p> | | | | | | | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>運行ごとに交替運転者の用に供する座席をあらかじめ定めておく専用座席を指定する必要があります。</p> <p>なお、交替運転者がリクライニングシートを倒して休息できるよう、当該休息用のシートの後部座席には乗客を乗せない等空間を空けておくことが望ましいです。</p> |
| 4-21 | <p>(Q) フェリー特例について、「乗船中の時間は原則として休息期間」とありますが、例えば、乗船中に運転日報を記載する時間、車両を船内駐車場に停車する時間は休息期間となりますか。また、例えば1時間の乗船であっても休息期間となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 乗船中に運転日報を記載する時間や、車両を移動する時間は労働時間となるため、フェリー乗船中であっても休息期間とは認められません。</p> <p>また、フェリー乗船時間は1時間であっても、自動車運転者を拘束している状態になれば、休息期間となります。</p> |
| 4-22 | <p>(Q) フェリー特例について、リセットされるタイミング、すなわち次の勤務を開始する始点を教えてください。</p> <p>また、下船後の休息期間が始業時刻から起算して24時間を超えても違反にはならないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) バスについては、フェリーの乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されることとなります。下船後の休息期間が始業時刻から起算して24時間を超えても違反とはなりません。</p> |
| 4-23 | <p>(Q) 自動車運転の業務に関する休日の考え方は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされていますが、休日を連続で2日与える場合には、33時間空ければよいのでしょうか。</p> <p>1日目：休息期間9時間 2日目：法定休日24時間 3日目：所定休日</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の休日は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされており、その時間が30時間を下回ってはなりません。</p> <p>通常勤務の場合は継続33時間（9時間+24時間）、隔日勤務の場合は継続44時間（20時間+24時間）を下回ることがないようにする必要があります。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>あります。</p> <p>したがって、上記の場合、1日目の休息期間9時間と2日目の法定休日を合わせて継続33時間が確保されていれば、休日を与えたこととなります。</p> <p>なお、所定休日（3日目）については事業場の就業規則等に基づいて与えることが必要です。</p> |
| 4-24 | <p>(Q) 自動車運転者の休日の取扱いについて、法定休日とそれ以外の休日では区別はあるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 自動車運転者の休日労働の回数は、2週間について1回が限度とされていますが、ここでいう休日労働とは、原則、毎週少なくとも1回与えなければならないとされている法第35条の休日（いわゆる法定休日）に労働させることをいいます。</p> <p>また、自動車運転者の休日は、休息期間に24時間を加算して得た連続した時間とされており、その時間が30時間を下回ってはならないこととされていますが、この取扱いについても、同様に、法第35条の休日について示したものです。</p> <p>一方、週1回を超えて確保されている休日についてはこの限りではありません。こうした休日の考え方については、従前から変更はありません。</p> |

5 適用除外業務

| 番号 | 質問内容 |
|-----|--|
| 5-1 | <p>(Q) 施行通達第2の6(1)で「適用除外業務」として列挙されている業務以外は、その内容や性質にかかわらず、改善基準告示の適用は除外されないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 施行通達で列挙される業務以外の業務については、①人命又は公益を保護するために、②法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請に基づき行われるものであるかといった観点から、当該業務の性格や内容に照らし、「適用除外業務」として取り扱うべきか否かを個別具体的に判断することになります。</p> <p>上記の考え方によれば、例えば、大規模災害の発生時等の、緊急通行車両以外の車両による人員や物資の輸送業務であって、当該輸送業務が国や地方公共団体の要請により行われる場合には、これを「適用除外業務」として取り扱うことが考えられます。</p> |
| 5-2 | <p>(Q) 悪天候や人身事故により列車の運休や遅延が発生した場合に、鉄道会社の要請を受けて行う、路線バス等の振替輸送の運転業務については、改善基準告示の適用は除外されるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請に基づき行われる業務に該当しない場合には、改善基準告示の適用は除外されません。</p> |
| 5-3 | <p>(Q) 旅客運送事業の事業場で行われる「適用除外業務」としては、具体的には、どのようなものが考えられるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策基本法等に基づく緊急輸送の一環として、被災者等をバスやタクシーにより輸送する ② 家畜伝染病予防法のまん延防止のための殺処分や消毒業務を担当する行政機関の職員を、バスにより輸送する <p>といった場合が考えられます。</p> |
| 5-4 | <p>(Q) 例えば、石油やガソリンの運搬業務は適用除外業務とは認められないのでしょうか。</p> |

(A) 石油やガソリンの運搬業務は、施行通達に規定されている消防法等に基づく危険物の運搬の業務に該当しないため、適用除外業務の対象となりません。

5-5 (Q) トラック運転者Aが、次のとおり「適用除外業務」に従事する場合、「適用除外業務に従事しない期間」における拘束時間及び運転時間の上限は、各々何時間となるでしょうか。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
|----|----|----|----|----|----|----|-------|
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | (1週目) |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | (2週目) |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | (3週目) |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | (4週目) |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | (5週目) |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | (6週目) |

※7～10日、12～14日（計7日間）に終日、「適用除外業務」に従事。

※当該事業場では、起算日を毎月1日とした上で、当月は拘束時間を295時間まで延長できる旨を労使協定で締結。また、運転時間は、前月26日、当月9日、23日を初日とする2週間ごとに計算。

(A) トラック運転者Aの当該月における「適用除外業務に従事しない期間（1～6日、11日、15～30日）」の拘束時間は、次の計算式のとおり、当該月の日数及び「適用除外業務に従事しない期間」の日数の比率（23/30）により、改善基準告示で規定する上限時間（295時間）を按分した時間（226.16時間）を超えないものとする必要があります。

$$23 \text{ 日} \div 30 \text{ 日} \times 295 \text{ 時間} = 226.16 \text{ 時間}$$

また、トラック運転者Aの2週間における「適用除外業務に従事しない期間（1・2週目は前月26日～当月6日、3・4週目は当月11日及び15～22日）」の運転時間は、次の計算式のとおり、14日及び当該2週間の「適用除外業務に従事しない期間」の日数の比率（1・2週目は12/14、3・4週目は9/14）により、改善基準告示で規定する上限時間（88時間）を按分した時間（1・2週目は75.42時間、3・4週目は56.57時間）を、各々超えないものとする必要があります。

$$1 \cdot 2 \text{ 週目 } 12 \text{ 日 } / 14 \text{ 日 } \times 88 \text{ 時間 } = 75.42 \text{ 時間}$$

$$3 \cdot 4 \text{ 週目 } 9 \text{ 日 } / 14 \text{ 日 } \times 88 \text{ 時間 } = 56.57 \text{ 時間}$$

5-6

(Q) トラック運転者Aについて、次のとおり、同じ日に「適用除外業務」、「適用除外業務以外の業務」の両方に従事する期間がある場合、「適用除外業務に従事しない期間」及び「両方の業務に従事する期間」を通じた拘束時間、運転時間の上限は、各々何時間となるでしょうか。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
|----|----|----|----|----|----|----|-------|
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | (1週目) |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | (2週目) |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | (3週目) |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | (4週目) |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | (5週目) |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | (6週目) |

※7～10日の計4日間は終日「適用除外業務」に従事する一方、12日～14日の3日間は「適用除外業務」と「適用除外業務以外の業務」の両方に従事。両方の業務に従事した日の「適用除外業務以外の業務」の拘束時間は各12時間、運転時間は各9時間。

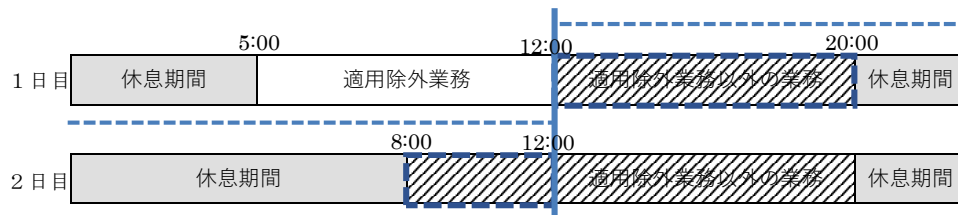
※当該事業場では、起算日を毎月1日とした上で、当月は拘束時間を295時間まで延長できる旨を労使協定で締結。また、運転時間は、前月26日、当月9日、23日を初日とする2週間ごとに計算。

(A) トラック運転者Aの当該月における、①「適用除外業務に従事しない期間(1～6日、11日、15～30日)」と②「両方の業務に従事する期間(12～14日)」を通じた拘束時間は、次の計算式のとおり、当該月の日数及び①と②の合計日数の比率(26/30)により、改善基準告示で規定する上限時間(295時間)を按分した時間(255.66時間)を超えないものとする必要があります。

$$(23 \text{ 日 } + 3 \text{ 日 }) / 30 \text{ 日 } \times 295 \text{ 時間 } = 255.66 \text{ 時間 }^{(*)}$$

※両方の業務に従事する期間(12～14日)の拘束時間(36時間)を含む。

なお、両方の業務に従事する日の「適用除外業務以外の業務」の始業時刻から起算して24時間の拘束時間は、下図のとおり、改善基準告示の1日の拘束時間の上限(15時間)を超えないこととする必要があります。



※「適用除外業務以外の業務」の開始時刻から 24 時間の拘束時間は 15 時間以内とする必要。(上記例の場合、「適用除外業務以外の業務」の開始時刻(12:00)から 24 時間の拘束時間は、休息期間を挟み 12 時間)

また、トラック運転者 A の 3・4 週目における、①「適用除外業務に従事しない期間(11 日、15～22 日)」と②「両方の業務に従事する期間(12～14 日)」を通じた運転時間は、次の計算式のとおり、14 日及び①と②の合計日数の比率(12/14)により、改善基準告示で規定する上限時間(88 時間)を按分した時間(75.42 時間)を超えないものとする必要があります。

$$3 \cdot 4 \text{ 週目 (9日+3日)} \div 14 \text{ 日} \times 88 \text{ 時間} = 75.42 \text{ 時間}^{(*)}$$

※両方の業務に従事する期間(12～14 日)における運転時間(27 時間)を含む。

なお、両方の業務に従事する日の「適用除外業務に該当しない業務」の運転時間は、改善基準告示で規定する 2 日平均の 1 日当たりの運転時間(9 時間)を超えないようにする必要があります。

5-7

(Q) 施行通達記第 2 の 6 (3) で示されている「適用除外業務」を行うに当たって、事業場への備付けを行う書類とは、どのような書類を指すのでしょうか。また、同じく施行通達記第 2 の 6 (3) で示されている、自動車運転者ごとの当該業務への従事期間が明らかとなる記録の整備は、どのような方法や内容により行えばよいのでしょうか。

(A) 事業場への備付けを行う「適用除外業務」に該当することが明らかとなる書類としては、当該業務の種類に応じ、例えば次のようなものが考えられます。

- 施行通達記第 2 の 6 (1) ア又はイの業務
 - ・ 都道府県公安委員会から交付される「緊急通行車両確認証明書」、「緊急輸送車両確認証明書」の写し

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の実施に当たり、国又は地方公共団体から、運送事業者又は事業者団体 あてに交付される要請文書、発注書、費用支払に関する書面の写しや、当該要請、発注等の内容が記載された、国又は地方公共団体の担当部署からのメールの写し等 <p>○ 施行通達記第2の6（1）ウの業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルキルアルミニウム等を移送する事業者が、関係消防機関に送付する「移送の経路等に関する書面」の写し ・火薬類を運搬する事業者が、都道府県公安委員会に提出する「火薬類運搬届」「運搬計画表」の写し、当該運搬に当たり、都道府県公安委員会から交付される「火薬類運搬証明書」の写し ・核燃料物質等を運搬する事業者が、国土交通大臣に提出する「運搬に関する計画書」、都道府県公安委員会に提出する「核燃料物質等運搬届出書」の写し、当該運搬に当たり、国土交通大臣から交付される「確認証」、都道府県公安委員会から交付される「核燃料物質等運搬証明書」の写し ・放射性同位元素等を運搬する事業者が、国土交通大臣に提出する「運搬に関する計画書」、都道府県公安委員会に提出する「放射性同位元素等運搬届出書」の写し、当該運搬に当たり、国土交通大臣から交付される「確認証」の写し ・上記のほか、運搬する危険物の種類や容量等の記載された受注書や費用支払に関する書面等 <p>また、「適用除外業務」の実施に当たり必要とされている、自動車運転者毎の当該業務への従事期間が明らかとなる記録の整備の方法としては、当該業務の具体的内容（運搬する物資や危険物等の内容や容量、運搬の区域等）や実施日、実施時間帯等を、運転日報に記録しておくことが考えられます。</p> |
|--|---|

6 その他

| 番号 | 質問内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|----|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|----|--------|------|
| 6-1 | <p>(Q)</p> <p>① 改善基準告示に違反した場合、罰則はあるのでしょうか。どのような指導を受けるのでしょうか。</p> <p>② 荷主企業がトラック運転者に長時間の荷待ちをさせた場合、荷主は罰則を問われるのでしょうか。どのような指導を受けるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A)</p> <p>① 改善基準告示は、法律ではなく厚生労働大臣告示であるため、罰則の規定はありません。労働基準監督署の監督指導において改善基準告示違反が認められた場合、その是正について指導を行います。その指導に当たっては、事業場の自主的改善が図られるよう丁寧に対応することを予定しています。なお、道路運送法や貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規定等に重大な違反の疑いがあるときは、引き続き、その事案を地方運輸機関へ通報することとしています。</p> <p>② 荷主企業がトラック運転者に長時間の荷待ちをさせることは、労働基準関係法令に違反するものではありませんが、トラック運送事業者の改善基準告示違反が長時間の恒常的な荷待ちによるものと疑われる場合、労働基準監督署では、荷主等に対してそのような荷待ち時間を発生させないよう努めること等について要請しています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6-2 | <p>(Q) タクシー及びバス両方の事業を行う事業場において、運転者Aが次のとおり、日によって、タクシー又はバスの運転業務に従事する場合の、改善基準告示の拘束時間等の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <table border="1" data-bbox="416 1514 979 1805"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1038 1677 1192 1805"> <tbody> <tr> <td>バス</td> </tr> <tr> <td>日勤タクシー</td> </tr> <tr> <td>所定休日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※タクシー、バスのいずれも、起算日を毎月1日とした上で1か月の拘束時間を管理。上記の1日を起算日とする1か月について、バスの所定労働日は10日間、タクシーの所定労働日は12日間。</p> | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | バス | 日勤タクシー | 所定休日 |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日勤タクシー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所定休日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

バスについては、特定日（日曜）を起算日とし4週間の運転時間を管理。上記の26日（日曜）を初日とする4週間について、バスの所定労働日は9日間、タクシーの所定労働日は10日間。

(A) 実態に即して判断することとなりますが、例えば、タクシーとバス等、改善基準告示において異なる基準が定められている業務を兼務する場合、按分して計算することとなります。

(当該運転業務の所定労働日数 / 当該運転業務の所定労働日数と他方の運転業務の所定労働日数の合計) × 改善基準告示で規定する当該運転業務に係る拘束時間等の上限時間^(※)

※車庫待ちのタクシー運転業務、貸切バス等の運転業務であって、労使協定により改善基準告示で規定する時間を超えない範囲で延長する場合は、当該延長した時間。

したがって、上記の例において、運転者Aの1か月における拘束時間は、タクシー、バスの運転業務ごとに、各々次の時間を超えないようにする必要があります。

・タクシー運転業務の1か月の拘束時間

$$12 \text{ 日} / (10 \text{ 日} + 12 \text{ 日}) \times 288 \text{ 時間} = 157.09 \text{ 時間}$$

・バス運転業務の1か月の拘束時間

$$10 \text{ 日} / (10 \text{ 日} + 12 \text{ 日}) \times 281 \text{ 時間} = 127.72 \text{ 時間}$$

過重労働や過労運転の防止に配慮した計画的な運行計画の策定を行う等の観点から、改善基準告示において異なる基準が定められているこれらの運転業務に係る拘束時間は、同一の期間により管理を行うようにしてください。

また、上記の例において、運転者Aの4週間におけるバスの運転時間は、次の時間を超えないようにする必要があります。

・バス運転業務の4週間における運転時間

$$9 \text{ 日} / (9 \text{ 日} + 10 \text{ 日}) \times 160 \text{ 時間} = 75.78 \text{ 時間}$$

この場合においても、過労運転防止の観点から、タクシーとバスの運転時間の合計が長時間とならないよう、運行計画を作成する必要があるため、ご留意ください。